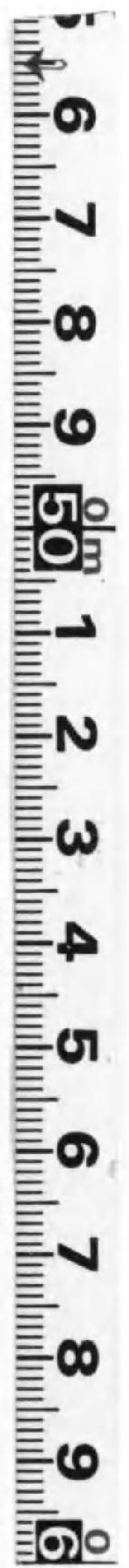


始



鐵道從事員諸君へ

鐵道大臣 小川平吉 述

特 232  
972

鐵道研究社發行

特 232  
972

昭和二年七月



小川平吉

## 序

之れを内外の形勢に見て、我が日本の今日は洵に大切なる時である。明治維新以來恐らく今日程大切なる時はあるまいと思はれる。凡そ人間の業蹟は、政治、經濟乃至は文學技藝に至るまで、悉く是れ人間の思想精神の現はれでないものはない。然るに我が國今日の状況を見るに國民の思想精神の著しく亂れ衰へて居る形が各方面に現はれて居る。毎日の新聞紙上に現はれて居る出來事を見ても、この點は極めて明白である。よく政府の官紀振肅、綱紀肅正といふことを聞くが、如何程政府が官紀振肅を行はうと努力しても、國民の思想精神が頹廢し道徳が腐敗し社會全體の綱紀が紊亂して居つては、到底これが達成は期し得難いのである。實に今日に於て最も留意せねばならぬ喫緊事は、國民の思想精神を振肅し社會の綱紀を革正するといふ事だなければならぬ。私は今般鐵道大臣として諸君と共に鐵道事

清廉に忠實に穩健著實に、而して改良進歩へ……………二五

鐵道國有の法律を制定…事業の範圍が頗る廣い…金錢の關係、利害の關係…正しい道を踏む強い決心…現業事務に當る人々…大切な仕事に自ら直接其の衝に…自己の良心に背かない様に…職務を忠實にやつて呉れる…日本全體の信用に關する…現業員諸君に對する待遇…現業も貴い…が幹部の事務の方も貴い…第一階級戦争と云ふ様なこと…ローマに階級戦争の歴史…今日の歐羅巴の社會に於て…我が日本は幸にして…鐵道の現業員諸君…大なる敬意を拂ふて已まない…外國よりも我が國の鐵道が進歩…社會の進歩の状況よりも一足先に

驛名左書中止問題に就いて……………四一

日本の文字は今日迄右から…文字の書方は一國の歴史に…他に相當な然るべき機關を決定して…取敢ず之を中止する命令

後篇

物質主義の破綻と精神主義の勝利……………四五

第一 歐羅巴に物質主義の發達した諸原因……………四五

歐羅巴への富の集中と其の分配の激變…功利主義哲學と進化論の流行…優勝劣敗觀念の旺盛…歐羅巴の歴史は征服戦争の歴史

第二 物質主義思想の發露……………四八

國際間に如何に現はれたか…國家生活に如何に現はれたか…遂に國家呪咀の思想現はる…個人間に如何に現はれたか…勞資階級闘争發現の必然…文明進むも人類の幸福なし…知識の進歩人類に平和を與へず

第三 歐人の覺醒、現實主義から理想主義へ……………五三

人類の幸福は何によつて求むべきか…歐羅巴の實驗から理想主義へ…ヴェルサイユ會議はその例證…ワシントン軍縮會議もその例證…大戦の反動なくとも理想主義勃興は必定

第四 日本の西洋模倣は物質主義を招徠す……………五七

明治初期の西洋模倣…西洋模倣の害は法制改革の必要を生ず…西洋模倣の害は國民精神の頹廢を齎らす…日本の政治的傳統精神の眞髓は何か…歐羅巴の歸りつゝある道は日本固有の道

第五 日本精神の優越性を自覺して二十世紀新文化の創造に進め……………六二

科學的文明は劣るが國民精神は優る…歐米諸國に追ひ付く爲に西洋模倣に走り精神方面を閉却す…物質主義の一例としての勞働問題…貸銀契約を中心に勞資の利益闘争…仁愛正義の精神で解決せよ…物質主義の雲に蔽れた日本精神を恢興せよ…精神は遙かに優り未だ消失しない…自主的に西洋思想を融和し二十世紀の新文化を創造せよ

治安維持法と社會運動……………六九

第一 治安維持法に所謂國體の意義と本法制定の趣旨……………六九

國體の語の解釋…國體に些の動搖の懸念なし…思想研究の取締にあらず…治安維持法と國民の自尊心

第二 國體と政體の別に就いて……………七七

第三 治安維持法と思想の研究……………七八

治安維持法は思想の壓迫を目的とするものではない…本法は應急療法…治安維持法と青年學生の運動

第四 治安維持法と労働組合……………八二

第五 治安維持法と無産政黨……………八三

第六 結社の意義……………八三

第七 治安維持法の效用……………八五

第八 治安維持法の適用上の顧慮……………八八

射山詩抄……………九一

前篇

||鐵道従事員諸君へ||

南 嶽

## 人情を盡し義理を盡して

——大臣就任に當り鐵道従事員諸君へ——

諸君、私は今回鐵道大臣に任命せられました。本省の事務を統轄することになりました。洵に不肖の者でございまして加ふるに鐵道の事務には少しも經驗がないのでありますが、偏に諸君の御援助に信頼を致して此の職責を盡すより外致方がないのであります。どうか今後十分なる御援助を願ひたいと思ふのであります。従つて此の職務上の事に就いて御考へ等がありまする場合には、其の如何なる位置に在るを問はず、御氣付の點は御申出を願ひたいと云ふことを今日より願つて置く次第であります。

茲に改ためて申述べる迄もなく、鐵道の事業は

國民の利害休戚

に直接至大な關係を有つて居り、又産業の發達文化の進展は勿論、國民生活の全般に對して重大な關係を有つて居る次第であります。之に關係して居らるゝ所の諸君の責任たるや又極めて重いものと謂はなければならぬのであります。殊に本省は二十萬といふ多くの人が集まつて此の事業の經營を致して居り、又其の中には多數の現業員諸君が居られるのであります。此の現業に従事して居られる諸君の職務は又最も大切なものであると考へるのであります。此の現業を正確に且つ圓滑に實行するが爲に其の外の事務の役人も出來て居る次第であります。此の鐵道の事業といふものを正確に且つ圓滑に行つて参りますには現業員諸君の働きと云ふものが非常に重いのでありませう。之が一度過つて其の正確を失ひ、或は圓滑を缺くことになりませうれば、其の結果たるや、忽ち非常なる失態を來して、社會國民に尠からざる害を與へることにもなります。故に現業の諸君は常に細心の注意と格段なる努力を拂つて居らなければ大變なことが起るのであります。實に此の人々に對しては今日迄私共鐵道省の外に居つても非常な責任の重いことを感じて御同情に堪へないのであります。——私は斯様なことを考へて居るから

今日は先例を破つて

單に高等官諸君のみならず判任官雇備諸君又現業關係の代表者の諸君にもお集りを願つた次第であります。斯様な趣意もあり、又政府の役人の規律の上から致しまして上下の別はありますけれども、其の職務の大切なること、又銘々が國家の爲に盡すことに於きましては決して上下の區別に依つて變りのあるべきものではない。一人の勞働に従事する人と雖も終日終夜働いて國の爲め鐵道の爲に力を盡し、公衆の生命財産に至大の關係ある職務に従事するに當つては其の責任の重いことも又仕事の貴い事柄に於ても上級官と下級官との間に輕重の差がないと思ふのであります。此の點に付いては殊に現業員諸君は其の職務の重いこと、其の職務の神聖であり貴いといふことを深く御承知を願ひたいと考へるのであります。従つて高等官なり、判任官なり、雇備なり、總ての事務に従事する諸君は、素より之は申す迄もなく其の間に區別を立てず、上下一體となり

同心協力して

此の重大な事業を負擔して些の過ちなきことに致したいと思ふのであります。素より如何に細心なる注意を拂ひ、深甚なる努力を致しても鐵道の事故等は防止の出來ない不可抗力の場合が随分



あるのであります。斯様な事故の起る爲にどの位世の中の人々が心配するか分らない、又直接之が爲に災害を被る人は勿論、一般の人の不安は容易ならぬことであります。不可抗力は已むを得ないとしても、不可抗力の災害に成るだけ出くわせないやうに注意努力することに致したい、人力を以て盡し得らるゝ限りはお互に協心同力して災害の防止に力めて見たいと思ふ、又左様な災害の防止と云ふ消極的のことばかりではいけない、鐵道の事業は日に月に改良進歩してさうして此の鐵道其物の運輸交通の目的を完全に達することに致さなければならぬと思ふのであります。茲に

### 特に私が諸君に希望

致すことは、此の鐵道省の仕事は極めて廣汎に亘つて居つて、大金の出入を致して居る所でありますから、事業もなかく大きい、従つて此の事業を行ふに付ては、諸君は金錢上の關係其の他の利害關係を有つて居るのであるから、此の鐵道省の仕事をして行くに付ては私が更めて申す迄もなく、どこ迄も清廉潔白と云ふことを主義として行かなければなりません。この金錢利害の關係はなかく恐るべきものでありますから餘程注意して居つても、無論こちらに於て惡意が

ありませぬでもいろ／＼の間違ひが出来易いのであります。どうか此の點は諸君と俱に十分なる注意をするやうに、一般の省内の人々に向つても御注意を願ひたいと思ふのであります。

又現業の諸君は日夜國民の財産を取扱ひ、又は旅客の身體を預つて之を運搬することでありますから、私が申す迄もなく、今日諸君が克く親切に取扱つて居られることは吾々の日常目撃して居るのであります。尙

### 此の上にも十分に親切に

旅客若くは荷物に對する待遇と取扱を懇切に致して頂き度いと思ふのであります。現内閣は、今日も新聞で御承知になつて居ることと思ひますが、總理大臣も聲明書を發表致したやうな次第で、産業のことに就ては殊に重きを置き、産業立國といふ言葉も唱へて居つた次第であります。鐵道そのものゝ如きは最も産業と關係の重大なるものゝ一つであります故に、之に對して力を盡すことは勿論であります。尙ほ茲に諸君に申上げて置きたいことは、現内閣は國民精神の作興と云ふことには殊に力を用ゐて行かうと云ふ方針であります。國民精神の作興に付ては長くも明治天皇以來、先帝の御詔勅にも又今上陛下御踐祚の際の御詔勅にも大御心を深く此の點に致

されて居る次第であります。亦今日の世の中の事情を観察致しますと、動もすれば人心が緩んで来て道義の觀念と云ふものが幾分か衰へたやうな傾があります、其の事柄は著く社會の各方面に現れてまいつて居ります。素より精神の状態は眼には見へぬけれども、苟も精神が緩んで居れば矢張り精神が緩んだだけのこと、其の人間の仕事の上に現れるのであります、政治、經濟、文藝如何なる方面でも

### 人間の仕事には精神が

振ひ起つて居る時でなければ良い仕事は出来ない。精神が弛緩して道徳の觀念が衰へて参つたならば單り政治、經濟ばかりではなく、文學とか藝術とか云ふものまでも矢張り衰へた精神或は腐敗した精神が現れて来る、殊に吾々の如く活きた仕事をして毎日旅客貨物を運び其の間に複雑繁多なる仕事を行つて居る、斯う云う人々の間に道義の觀念が衰へるか、精神が弱つて来たならば、是は大變であります。故に此の點は最もお互に力を盡して、殊に多數の國民に毎日接して居る人々は、十分に此の道義の觀念を以てやつて頂きたい。官吏が官吏服務規律を守ることが勿論でありますけれども、官吏服務規律で唯人を使つたり仕事をしたばかりではいかぬ。所謂仁愛と

か、正義とか云ふて人情を盡し義理を盡し義務を忘れないやうに、

### 人情に依つて仕事をす

ことを私は一般の國民にも希望してゐる所で、殊に本省に於て仕事に従事して居る諸君に向つては、此の點は特に私は注意して頂きたいと希望するのであります。もつともこれは大した難しい事でも何でもない、お互の頭の中には良心があるのでありますから、此の良心に照して單に服務規律の點だけを盡して足れりとせず、人情を盡し義理を盡して行けば、一般國民との關係が圓滿に行くばかりでなく、省内に於ける相互の間は勿論現業員と事務官との關係も亦必ず圓滿にして行けることとなり、従つて鐵道事業其物が十分に遂行せらるゝことが出来まじやうし、又國民一般も満足するであらうと思ひます。而して萬一如何なる間違ひが起つても吾々が盡すだけのことを盡して行けば、國民は十分に之を諒とすることと思ひます、どこ迄も之を實行して行くことに致したいのであります。此の鐵道だけの人がさういふことになれば世間の

### 他の方面迄にも感化を及ぼす

ことになるので、是は大切なことと思ひますから、特に今日私はお聴きを願つて置く次第であります。

八

尙ほ其の他の仕事に付ては大體お話をする機会があればお話をしたり、又實行の上にて私の考は現れて行く次第でありますが、茲に一言附加へて置きたいことは、内閣の更迭に付て鐵道行政の大體の方針が、或は建設を主とするかとか、改良を主とするかとか云ふやうな事に付て、此の一兩日來時々私は質問を受けるのでありますから、之を一言致して置きたいと思ひます。私は鐵道行政の方針として改良が主であるか或は建設が主であるか、又建設が主にして改良が従であるか云ふことは私はあまり正確な言葉でないと思ひます。

### 建設も改良も畢竟是は同じもの

である、建設を致しましても其の鐵道が壞れて繕うことが出来なかつたならば、鐵道を拵へた目的は達せられないのであります。改良は必ず建設にくつついて居るべきもので兩者は不可分のものであると思ひます。若し別のものであるならば主従の別も立てられまじやうけれども、不可分である以上は孰れが主で孰れが従であるといふことは、私は勿論考へて居ませんし、又之を正確

な區別とは思はない。然らばどうすれば宜いか。即ち全國の状況を克く調査した上で事の緩急を克く調べ、急なるべきものは急に之を行ひ、緩なるべきものは之を緩にする、又輕重大小を比較して重いものには力を盡し輕いものには輕くする、或は改良の急な場合には之が爲に建設を緩めることもあらう、併しながら建設は又一日も怠ることは出来ない。抑々

### 鐵道を國有にした趣意

は民間に鐵道を委せて置けば全國一般に鐵道を普及せしめんとしても、初め利益の擧らない地方に鐵道を敷設することは困難であるから政府の力を以て統一して全國的に貧弱の地方にまでも鐵道を普及させたいと云ふので鐵道を國有に致したことは諸君御承知のことでありましょう。又輕便鐵道の保護もこの趣意であることは是亦諸君御承知の通りであります。是れ即ち鐵道國有法の精神である。併しながら唯之を敷設して而して改良を怠つた日には鐵道本來の目的を達することが出来ないであります。是等のことに付て、前内閣の方針に就て、世間では彼是申しますけれども、大體私共の考へと違つたことではなからうかと考へます。私の觀る所は、以上述べた通り別に内閣が變つたから方針を變更するとか、新しいものをやるとか云ふやうなことは、今日は

九

考へて居りません、實際の状況に鑑みて、事の緩急輕重に依つて事業を進め、以て鐵道國有法の精神を貫徹し、又鐵道本來の使命を全うすると云ふ考へでありますから、是等の點に付てはあまりお迷ひにならぬやうに希望して置きます。

今日は取敢ず諸君に御目に掛りました機會に平生の考を一言申上げて御挨拶に代へ

### 今後諸君の御援助を

願ひ、私も出来るだけの微力を盡しまして俱に國家の爲に、鐵道の爲に努力を致したいと考へて居りますから、どうか宜しくお願ひして置く次第であります。(昭和二年四月二十三日)

## 鐵道當面の諸政策に就いて

私は先般鐵道大臣に任ぜられまして、鐵道省の事務を統轄することになりました、茲に就任後第一回の鐵道局長諸君の集會に臨みまして、諸君と親しく御目にかゝることの機會を得たことは洵に欣幸とするところであります。

私は洵に不肖の者であり、又鐵道の事には無論經驗もない者でありますから此の職務を執行する上については諸君の十分な御援助を願ひたいのであります。

自分の所感の一斑は先般就任の際に申述べておきましたので、既に公報等に依つて大體御承知の事と考へて居りますが、申すまでもなく鐵道の事業は帝國産業の發達と文化の進展とに重大な關係を有つて居りますから此の事業の局に當る人々、殊に地方の鐵道局を統轄せらるゝ所の

諸君の責任は吾々と共に

極めて重大なることは申す迄もないことと考へるのであります。又此の鐵道省の事業は其の範圍頗る廣汎にして且つ錯雜である。従つて之に要するところの經費も亦非常に莫大な高に上つて居るのであります。殊に其の事業の性質上至大の利害關係を有する一般公衆に日常接觸して業務を取り扱つて居るのである、此の間に處して正確に且つ敏活に此の業務を實行して行くことは實に容易ならざることであつて、一般公衆に對して極めて

### 親切丁寧に扱ふこと

は勿論であります、それと同時に極めて正しく偏頗な行ひのないやうにして行くといふ事も實に容易な事ではない。特に運動誘惑等に動かされないやうに十分に部下を督勵せらるゝといふ事は更に一層容易ならざることであると信ずる。自分では餘程親切に扱つたつもりでも世間では或は不親切だと評する。又事を處するに付ても幾ら正しく行つても相手方に競争するものがあるとか、或は政黨政派に關係があるとか云つて矢張り正しくないと云ふ評を下すのでありますから諸君が十分に注意せられても随分迷惑を感じらるゝこともあらうと思ふ。併しながら御互に出来るだけの親切を盡し、

### 正しき道を歩み、清廉潔白に

行つたならば縱令一時世間の非難があつても、其の非難はしばらくして消散するであらうと思ふ。どうか部下に對しても此の邊に對する心懸を誤らないやうに十分御訓諭を願ひたいと思ふのであります。

先般も大體申述べましたが、鐵道省は云ふまでもなく運輸交通を掌るのでありますから直接運輸保線等の衝に當るところの現業が最も大切なことは言を俟たないのであります。此の現業に従事して居る人々の中には其の地位の低い人もありますけれども、

### 地位の高下の如何に拘らず

其の責任の重く、且つ其の職務の神聖なる點に至つては大臣、次官其の他諸君と較べて無論相違はない、此の現業のために總ての事務の人々も配置せられて居る譯でありますから、現業に當るところの人々は十分に其の職務の重いこと、且つ其の職務の神聖なることとを自覺するやうにしなければならぬと思ふのであります。

昔から事を速に行へば拙く出来る、巧みにやれば遅くなるといふので巧遅と云ふ言葉もありま  
す。鐵道の事業は

### 敏速にして而も正確且巧妙に

やらなければならぬ。拙速でなくして巧速でありますから、是は難づかしいことであります。敏  
速にやらうとしても正確を失ひ易いのであります。敏速にして而も完全に正確に業務を執り、更に  
進んで正確を乗り越えて巧妙に行はうと云ふことであるから餘程面倒であります。吾々が局外に  
居りました時分に、あの複雑な面倒な敏活な仕事を能く間違ひなく行へるものであると、實は感  
服して居つた位である。段々其の内情を承ると其の實地の職務の衝に當るところの人々の苦  
心はなかく容易でない、又諸君が之を統率して能く敏速に且つ正確に事を遂行せらるゝと云ふ  
ことは是亦容易ならざる御苦心であると云ふことが段々と解つて参つたのであります。どうか此  
の點に付ては下級の職員の人々も十分に其の職務の重いことを自覺して喜んで其の職務に従事す  
るやうに、十分に御訓諭を願ひたいと思ふのであります。一度此の現業員の方に過ちでも起りま  
すと、之が爲に

### 非常な人命財産等に障碍を

來すばかりでなく、一般の人々の不安と恐怖と云ふものと實に容易ならざる精神上的損害であり  
ます。此の事は此の前就任に當り初めて諸君に御目にかゝつた際も述べましたが尙ほ特に此の點  
に重きを置いて御注意を願ひたい爲に重ねて茲に繰り返して述べる次第であります。  
又單り政府のみならず社會全體も左様でありますが、道義の觀念を盛にして

### 剛健質實の氣風を養ふ

ことは最も今日の急務と考へる。今日迄我が帝國は種々の事情に依つて大分思想の變遷等もあり  
ましたが、歐洲大戰の影響を受けまして、餘程國民の思想、又其の氣風も大分變つて來て、動も  
すれば、道義の觀念が衰へ、國民の道德風紀が廢頽するやうな傾きになつたことは諸君も御承知  
の通りである。此の紊れた思想、廢頽した氣風は何れの方面に向つても社會現象として現れて参  
りまして、單り政府の事業と云はず、政治界に於ても、經濟界に於ても、或は更に文學技術學藝  
の方面に迄も此の思想氣風が事實に現れて参つたことは寒心に堪へない次第であります。殊に此  
の鐵道の如き多數の人員を役使して且つ汎く一般の國民に接觸して居る鐵道省の人々に於ては、

特に精神的方面に向つて意を用ひ、

### 十分に道義の觀念を振起して

そうして一般業務に従事して居る人々の剛健質實の氣風を養成するといふ事が極めて大切であらうと思ふ。之が盛になつて來れば別段に命令を下したり鞭撻をし督勵を致さぬでも、銘々が其の良心を發揮し道義に準據し、全力を竭して其の職に働いてまゐるからして、其の仕事が間違なく完全に遂行せられることと思ふ。この精神振興の事は如何なる場合に於ても必要であるが、此の鐵道省に於ては特に必要でありますから諸君と共に此の點に十分努力致したいと考へて居る次第であります。

次に現業に従事してゐる人々に就て尙ほ一言致したいと思ふ。近來

### 勞働階級に向つて不健全な思想を

注入する事に努めて居る輩が段々殖へて參りましてこれが爲に各方面に於て甚だ面白からざる勞働問題等も惹起せられて居る次第であります。鐵道には随分多數現業員が居りまするので警戒しなければならぬことは勿論であります。此の點について今日私が知り得たところに依れば、幸

にして鐵道の現業員の狀態は、多年の間諸君の御配慮と現業員其の人の進歩せる知識と自覺とに依つて、大體に於て極めて穩健にして、協力一致其の業務に勉勵して居ると云ふ狀態であります。吾々は局外に居つた時分にも他に較べて鐵道の現業員に對しては尠なからざる敬意を拂つて居つたのである。今回就任後承はりたる所によれば、先般各地に於て多少不健全なる思想の感化を受けて穩かならぬ行爲を敢てした者もあつたそうであるが、幸に當局の諸君の處置、寛嚴其の宜しきを得て僅かな動搖に依つて、事が穩かに解決を致し、其の後全體の現業員の狀況は依然として極めて平靜に且つ穩健であると云ふことを承つて、私は尠からず之を喜んで居る次第であります。どうか今日以後も不健全な勞働ブローカーなどの勧誘に乗ぜられ、其の誘惑を受くることのないやうに十分な御配慮を願ひたいと思ふのであります。是に對しては無論

### 現業員に對する物質上の待遇に付て

も出来るだけ待遇を致すことは勿論でありまして、本年度に於ても既に其の計畫も致して居る次第であります。又精神的の方面に於ても、やはり十分な注意を以てこれを訓諭し、啓發して、道義の尊ぶべきこと、協調の大切なることを深く理解せしむることが最も大切であらうと思ふ、

若も現業員をして十分に精神的方面の理解をせしめなかつたならば動もすれば不健全な思想に感化せられることになるのであります。故に

### 物質的、精神的、兩方面に

向つて十分なる御注意を拂はれて、そうして彼等をして喜んで其の職務を行はしめ彼の不健全な階級闘争の思想などを抱く者の誘惑を受けないやうに今後十分に御注意を願ひたいと思ふのであります。其の上にて萬一不心得不都合の行爲に出るが如き者がありましたならば斷乎として峻厳なる處分を爲されたいのであります。

御承知のとほり昨年十一月以降不況を極めて居りました運輸収入は、本年になりましても遽に恢復を致しませぬのみならず、支那の動亂に因る貿易の減退、又内地に於ける經濟界の恐慌の影響を受けて本年も樂觀を許すべき状態になつて居りませぬ、故に今回本年度の實行豫算の編製に當りまして、運輸収入は昨年度に比して僅々七百萬圓だけ増加するに過ぎない。之を本年度の公布豫算に比較すれば實に三千三百萬圓の減收に當るのであります。従つて益金に於ても貳千八百萬圓の不足を告げて居るので

### 新規事業に付て相當繰延を

爲さねばならぬやうな状態になつて居ります。斯の如く兩三年來經濟界の不況のために我が鐵道會計も亦其の經營頗る困難を加へ來つたことは諸君御承知の通りであります。又御承知の通り現内閣は産業立國を標榜致して之を根本の政策と致して居るので、他の諸般の施設と相俟てどうか經濟界の好轉するやうに致したいと期待して居るのであります。又過去の事を段々考へますと最早經濟界も好轉の機運に向ひつゝあるのではないかと考へます。併しながら之を引き當てに致して、必ず本年は好景氣に轉ずるであらうと云ふことを期待する譯にも參らぬ。依つて今日としては此の不況に處するだけの途を探るより致し方ないと云ふやうな次第である。翻つて鐵道事業の現況を顧みますれば、鐵道國有法の精神並に鐵道本來の使命に基いて其の

### 施設經營すべき事は頗る多い

のであります。従つて之に要する經費も尠からず必要になる次第である。殊に本年度は現業従事員待遇の改善、或は電車の増發、改良工事の施行、設備の改善、新線開通等に伴ふ經費も亦頗る多いのであります。其の經費に關しては更に一段の工夫を凝らさなければならぬと考へて居る次



第であります。

斯様な際でありますから、直接此の現業施行の任に當らるゝ諸君は、事業の改良發展と同時に經費の緊縮に付て十分な御配慮を願ひたいと考へて居る次第であります。

大正十四年度に比較して昭和元年度、殊に元年度の下半期に於ては収入、人噸哩共に著しく減退を致して居るにも拘らず

### 人員は漸次膨脹をする傾向

になつて居ります。大正十四年度に於ては年度の始に比し年末に於て七百餘人の人員減少を致して居るにもかゝらず、昭和元年度に至つては三千餘人を増加して居る次第である。是は新線の延長、改良工事の完成、電化區間の擴張或は勤務の緩和等種々の事由に原因することは勿論であります。今日の如き業務不振の場合に於て而も斯く多數の職員が殖えて參るに付きましては特に注意を拂ふ必要があると信するのであります。即ち事務の分擔を巧にし、又其の處理を簡捷にするは勿論、

### 精勵恪勤、能率を増進するやう

十分なる御配慮御盡力を願ひたいのであります。又今後は事業膨脹に基因することは己むを得ませぬけれども、事業膨脹に基因せざるところの職員の増加に付ては出來得るだけ之を防止して増員を見合せ、能率の増進等に依つて之が補充するやうに願ひたいと思ふのであります。又己むを得ず人員を採用する場合に於ても之を銓衡を爲すに當りては其の素質に付て十分注意あらんとを希望する次第であります。

本年度の収入豫想は前述の通り極めて樂觀を許さざる有様でありますから此の際經費の節約は勿論、

### 物品の消費節約に力め

なければならぬ次第であります。殊に石炭の消費節約に付ては従來種々研究の結果、逐年良好の成績を示して居るのであります。之を以て十分なりとは申されないので今後一層の研究と經濟的運轉等に依りて之が節約に力めらるゝやうに致したいのであります。

又電力に於ては電化區間の擴張延長に伴ひ、益々此の點に注意せられんことを希望する次第であります。

### 運轉動力の消費節約を圖る

爲め列車の經濟的運轉を要するのでありますが、一面に於て輸送の敏速と圓滑を期することは緊要と考へます、遠距離貨物輸送に付ては諸種の施設改善によつて輸送の迅速を圖り相當の成績を上げるまでに至つて居りますが、近距離貨物に付ては未だ遺憾の點がある。是等輸送の改善に付ても特に留意せられることを希望する次第であります。

### 小運送合同の目的

は運送の便利を圖り且つ運送業者の經費節約に依つて一般荷主の負擔を軽減せんとするに在ることとは申す迄もない、故に各局共に十分に實際の狀況に注意せられ、小運送合同の所期の目的を達成することに御配慮を願ひたいのであります。鐵道運輸委員會の機能も十分に之を發揮せしめ一般運輸の改良進歩に貢獻するやうに御盡力を願ひたいのであります。

### 運賃等級の改正

は、近く其の成案を見る筈でありますから、之が國民の産業生活との實際關係に付き能く其の

運用如何に注意せられ、實際に適するやう御配慮を願ひたいと思ふのであります。

本年度より貨物列車の一部に使用を開始した

### 列車の空氣制動機の裝置

是は先年實施したる自動連結器の裝置と相俟て我が國有鐵道に於ける劃期的の施設であることは御承知の通りであります。從來新規の施設は創始の際に當りまして意外の支障を惹起することが往々あるのでありますから本裝置の如きも其の使用は頗る巧妙であるが、其の巧妙なるに伴ひ之が運用には細心の注意と熟練せる技術を必要とするので従つて之に付ては既に相當細心周到なる準備の手順を講ぜられて居ることと思ひますが、之が實行上に於て萬遺漏なき様從事員を指導督勵せられるやうに願ひたいと思ふのであります。

近頃

### 驛倉庫の荷扱作業に對し

て勞力節約的機械の設備實施の機運に向ひつゝあることは洵に御同慶の次第であります。物資の輸送に付ては其の取扱を敏活にして且つ荷主の負擔を軽減することに力むるは勿論であります。

之に付いてもますます機械の設備の緊要なるを認めるのであります。此の意味に於て小運送制度の改善と相俟つて驛に於ける荷役に對して機械使用の機運を醸成することは洵に機宜を得たるものと考へます。今後益々此の點に付ても十分に努力せられんことを望むのであります。尙ほ物資の低廉なる輸送を行ふ爲に單り鐵道省のみならず、

### 水陸連絡設備の改良の必要

なことは論を俟たない。併しながら港灣と鐵道とは今日のところ政府に於ても所管を異にして居る次第であります。大體之等の點に付ては政府全體としても連絡疏通の途を開くことは勿論であります。諸君に於かれても、今日の制度の下に於て出来るだけ相互の連絡を圓滑にすることに御注意あらんことを希望する次第であります。(昭和二年五月二十三日)

## 清廉に忠實に穩健著實に 而して改良進歩へ

今回の巡視に際しまして、何れの地方に於ても亦何れの方面に於ても、鐵道の諸君が其の職務に精勵され、其の業務に従事されて、十分なる成績を擧げて居られる所を親しく實見して私は非常に欣ばしく感ずる次第であります。

更めて申す迄もなく鐵道の事業は、一國の産業の開発又文化の進展のために、最も重要な事業であります。故に我國に於ては日露戰爭後間もなく

### 鐵道國有の法律を制定

致しまして、主要なる鐵道は國家に於て之を管理致し、而して普く全國に此の重要な機關を普及せしめ、之に因て帝國の國富を増進致し、又文化の進歩を圖ると云ふことに相成つたのであり

ます。爾來二十余年間鐵道の事業は益々發展致しまして、今日は既に我が國有鐵道は一萬哩に垂んとする程の延長に相成つて居るのであります。又之に投資せられたる資本は、數十億圓に達して居るのであります。而して年々歳々公債を募り、此の公債の金高も十五億圓に垂んとする大金に達して居るのであります。而して其の一年間の収入と云ふものは御承知の通り殆んど五億圓に近い所の収入を擧げて居ると云ふ次第で、此の收入を使ひ拂つて他に年々五、六千萬圓乃至七、八千萬圓の公債を募つて之亦使つてしまふのである。更に従事員は全國を通じて二十萬人と云ふ多數に上つて居る次第であります。今日我が帝國の事業の中に於て最も廣大なるものゝ一つであります。かくの如く其の事業の性質が重大であるのみならず其の

### 事業の範圍が頗る廣く

其の仕事の分量と云ふものが洵に大きいのであります。そうして日常、一般の國民に接觸致して上述の如き大金の支拂を致し、又全國に亘つて廣汎なる事業を遂行して居る、或は建設と云ひ或は改良と云ひ絶間なく至る處に工事を實行致して居るのであります。其の仕事の大部分と云ふものは、常に一般の人々に接觸致して一般の人に對して最も深い所の利害の關係を持ち、金錢の關係

を持つて居るのであります。従つて此の事業に従事して居りますものは、總て上下を通じて一般の人々に對する心懸けと云ふものは他の行政官廳の官吏、吏員よりも一層細心なる注意を以て仕事を致し、又民衆に對して親切なる心を以てすると云ふ事を考へなければならぬ。殊に

### 金錢の關係、利害の關係

と云ふものは却々恐るべきものでありますから、動もすれば利害關係の爲に或は節操を拵げ、或は正しき道を踏み違へると云ふ事が得て有り勝な事である。餘程堅固な人でも利害關係の爲に知らず識らず、其の節操を拵げると云ふ事が何れの世の中にも有り勝な事であります。毎日大變な仕事を致し、大金の支拂ひの衝に當ると云ふ人は殊に此の點に心を用ゐて行かなければならぬのであります。

今日迄の此の鐵道内の事情は斯の如き事業を日夜遂行して居るに拘らず、殆んど大した不祥なる事件を惹起しなかつたと云ふ事は、洵に此の鐵道に關係して居る人々が此の事に就て如何に其の精神が堅固にして節操が正しかつたかと云ふ事を知る事が出来るのであつて、私の如きも常に局外に居る時分斯の如き事業に従事して居る割合に良く當局官吏の節操上に關する非難が少いと

考へて居つた。然しながら之は餘程平常注意を怠らぬ様にしなければ、局外から壓迫誘惑して参りますので、之れが爲めに動もすれば自分の本心を狂げると云ふ事が有り勝であります。常に之に抵抗して何處迄も

### 正しい道を踏むと云ふ強い決心

を以てやらなければならぬ。此の事に就ては常に忘れない様にしたいと云ふ希望を私は抱いて居るのであります。夫れから此の

### 現業の事務に當つて居る所の人々

の事でありませんが、鐵道は素より運輸交通の事業でありますから、此の現業の衝に當らるる諸君の仕事と云ふものは、申す迄もなく一番大切なもので、現業を完全に遂行する爲に色々の機關を設けて色々の役所が拵へられてある。而して之を統一する爲に事務官と云ふものも出來て居る。斯の如くして總ての機關總ての官吏を揃へて此の現業の事務を完全にする仕掛けに出來て居るのであります。其の衝に當らるる諸君の職責と云ふものは實に重大であると申さねばならぬ。たと

へ其の位置には高下の別ありと致しましても、其の仕事の責任の重い事又其の職務其のものの神聖にして高尚なる事は、之は少しも變らない。或は線路の保護に従事して居る者、驛に於て旅客、貨物を取扱つて居る者、一方は交通機關を完全に過ちなく働かせると云ふ職掌、一方は大切な人命財産を取扱つて居る仕事である。何れも實に

### 大切な仕事に自から直接其の衝に

當つて居るのであります。もしも之が一度自分の過ちからして職務上に間違ひが生ずると云ふ事になれば或る時は大切な生命に危害を及ぼし、又莫大なる財産に損害を及ぼし非常に恐るべき處の結果を招徠するのである。之が完全に其の職務を實行致して、差支なく總ての機關が運轉致し、差支なく生命財産を運搬出來ると云ふ事になつて、始めて此の一國の最も重要な處の交通機關の働きと云ふものゝ成績を擧げる事が出來るのであります。これを考へて見ますといふと、如何にこの現業の職務の大切な事かと云ふ事が分るのであります。元來人々の位置の高位とか低位とか云ふ事は其の銘々其の人に應じ其の職に應じて差別があるのであるが其の各々の執る所の職務其のものゝ貴いと云ふ事は全く同一である。現業に當つて線路を保護する人も、貨物、旅客

を取扱ふ人も、工場に於て勞働に従事する人も、將又私の如く鐵道大臣として國務の計畫を致し又實行すると云ふ事も、其の職務の大切なること神聖なることは全く同じ事であると申さねばならぬ。お互に其の職務を異にし位置が異なつて居りますからして働く仕事も違ふのでありますが、其の義務を完全に遂行致し、職務に間違ひない様に怠らず勉めると云ふ事に至りますれば、鐵道大臣であらうと雇傭の位置に居つてさうして現業の衝に當られる諸君の仕事も之は同じ事でありませぬ。

### 自己の良心に背かない様に

出来るだけ力を盡し能力を發揮してこそ始めて我々は此處に愉快に其の日を送る、之が即ち國家國民の爲に非常なる利益を興へる、斯う云ふ事になるのであります、之を考へて仕事をして行くと云ふ事が一番大切な事であると私は思ふ。私の如きも幼年の頃より色々の事をして見ましたけれども、其の自分の居る處の位置、境遇の如何に拘らず其の日其の日の自分の勤むべき處は完全に盡し、出来るだけの事を充分に働らき終つて而して休むと云ふ事になりますれば、洵に天地も廣く心持は裕で精神的に安んじて其の日を送る事が出来るのである。之に反して自己の良心に背い

て充分なる働きをしなかつた場合に於ては衷心甚だ安んぜず、洵に不安な状態で其の日を暮さなければならぬと云ふ事になります。之即ち我々の人格の分れ目で、良心の命する處に従つて仕事をすると云ふ事は、其の人の人格が貴いのである。例へ其の位置が上であつても、之に反すると云ふ場合には其の人の人格は低いのであります。居る處の境遇、位置に拘らず盡すべき事を盡し、良心の命する處に背かないと云ふ事は、其の人の人格の高い所以であります。故に私は今日迄も常に斯様な考えを以て至る處に於て屢々自分の意見を述べて居るのであります。

鐵道省に參つて見ますれば、鐵道の現業は最も大切で、今日二十萬人からの現業員を持つて居るのであります。此の人々は洵に良く働いて其の

### 職務を忠實にやつて呉れる

からして此の國家の大機關が日夜間斷なく正確に運轉が出来ると云ふ事になつて居るのであります。之は即ち現業の衝に當つて居る人々の悉くが、眞面目に勉強しなければ出来ない事で、其の内に一人二人の間違つた人間があつて、汽車を顛覆させるとか、或は生命財産に危害を蒙らしたと云ふ事になりますれば、之が爲に第一、鐵道の人々全體の信用を失つてしまふ。多くの人が日夜

三二一  
我々として一生懸命に働いて居るのに、僅か一人か二人の爲に鐵道の信用を失つてしまふ。又一般社會から鐵道其のものに對して、頗る不安なものであると云ふので全く信用を失つてしまふ。更に進んでは外國に對して餘り度々事故が起つて参りますれば

### 日本全體の信用にも關する

今日迄は幸に左様な事は少くして、寧ろ鐵道の現状と云ふものは事に依つては、外國に對して誇つて宜敷い、洵に立派なものがある。ところが間違つて悪い方に行くとな信用といふことになる。誠に僅かな人の不心得の爲にさう云ふ事になるのでありますから、之は餘程銘々が考へなければならぬ事ではないかと思ふ。自分一人の爲に同僚の多くの人に不名譽を來し、國民全體が不安を感じる、又延いては日本全體の信用に關る、洵に僅かな怠り僅かな不注意と云ふ事からさう云ふ事が出来るのであります。之は吳々も斯う云ふ事を考へて頂いて自己の職務の貴い事、間違つた時には非常なる結果を來すと云ふ事を更に一層お考へになつて、職務に向つて細心の注意を以て十分忠實に勉強努力せられん事を希望するのであります。私は現業員諸君に對しては平素左様な考へを持つて居りますから、鐵道大臣に就任以來も此の考へを本と致しまして、

### 現業員諸君に對して其の待遇

に就ても常に注意を怠らず、鐵道省として出来るだけ待遇を良くする事に心懸けて居る。即ち物質の上に於きましても、或は精神的方面に於きましても、物質上の待遇を良くすると同時に、精神的の方面に或は慰安を與へる、或は名譽を與へるとか出来るだけ着々此の實現を期して居るのであります。然しながら一面に於て現業の人々の注意を請はなければならぬ事は、現業の仕事は大切である。故に唯夫れだけを良くして足れりと申す譯には行かぬ。現業の人だけが貴いと云ふ譯には行かぬ現業元より貴いのであります。又一方には之を聯絡統一し、整理し、指揮命令して、そうして全國二十萬人の間に脈絡を貫通せしめ、一心同體になつて働くようにする者がなければ、鐵道全體の事業の成績は擧らないのであります。故に

### 現業も貴いけれ共幹部の事務の方も貴い

現業に働く者も大切であるが、全體を統制する處の者も亦大切である。我々は現業であるから貴い、他の者は貴くないと云ふ様な階級思想と云ふものを起したならば、之は大變な間違ひであり

ます。即ち各方面上下四方、悉く聯絡統一して恰も人の身體の如く結合調和を爲して、始めて一つの有機體の働きの出来る、そうして始めて鐵道省全體の成績を擧げる事が出来るのであります。一人一局部の者が貴いと云ふ考えを持つては大變であります。

近頃動もすれば、鐵道は別であります、一部労働者の間では労働者のみ獨り貴いと云ふ様な階級思想を抱き階級意識を益々明かに致し、進んでは更に階級戦争を宣言して居る様な者もある。斯様な考えが間違つてゐると云ふことは是は此處に私が申す迄もない。之を道理に照らしても、之を事實に照らしても斯様なことは必ず行はるべき筈がないのであります。

然しながら今日我が國は經濟界に於ても精神的方面に於ても非常に變化のある時代であるから、或は間違つた思想の爲に侵されるものがないとも限らないのであります。

### 第一階級戦争ご云ふ様なこと

は之は元より大變な間違ひでありまして、歐羅巴に於ては今日迄の個人主義で、國民と國民との間に戦争を繰返し、一の民族が他の民族を征服し力を以て之を制禦し、社會的に、經濟的にすべて力を以て勝敗をきめる、權利の思想が旺盛でどこ迄も之を主張する、貧富の懸隔は益々甚し

い、茲に弱者の反動が起る、斯う云ふ風で歐羅巴には歴史的に必然の結果として階級戦争が一時起つたのであります、然しながら結局階級戦争では各々は自滅の運命に立ち至らなければならぬものである。故に之はお互に調和と云ふことを圖らなければならぬ。それではなくては進歩發達と云ふものは出来ない。人類が一致融和して共同的の事業を爲すから、人類と云ふものは發達して行くのであります。故に階級の爲に戦争すると云ふことはいかぬと云ふ事で、今日歐羅巴でも階級戦争の主張と云ふものは次第に緩和されて、何うしても調和しなければならぬと云ふことになつて居るのであります。

此處に労働者と資本家と云ふことに就て適切な例を思ひ出したのであります、二千年前の

### ローマに階級戦争の歴史

がある。昔ローマで平民と貴族との争ひが起つた。丁度今日のブルジョアとプロレタリアとの争ひともいふべきものが起つた時、一方が同盟罷業を起して働かなかつたと云ふ場合に、彼の有名なメネニウス、アグリツパーと云ふ人が平民の處へ行つて演説をした。之が今日迄千古末代迄の教訓になつて居るのであります、此のアグリツパーと云ふ人は人間の體を以て階級戦争の例



にして演説をしたのである。其話といふのは、或日、手と足とが相談をして、吾々は毎日こんな  
に働いて居るのに、胃の腑であるとか、口であるとか云ふものは唯居ながらにして、吾々の働いた  
結果を食ひものにして居る。吾々は嘗て休んだことはないのに甚だ怪しからん、吾々は今日か  
ら仕事を休んでやらう、これは即ち今日の同盟罷業と同じであります。而して手と足とが働きを  
罷めた、所が口も胃の腑も甚だ困つたのであります。働いて手も足も段々衰へて働くことが以  
なくなつた、此處に於て手も足も之は容易ならぬと云ふ悟りを開いて再び元の如く働きを初めた  
ので口も胃の腑も始めて食物を攝ることが出来た。其の結果として手も足も元の通り働くことが  
出来たと云ふのであります。此は簡単な例ではあります、而かもこの事が、

### 今日の歐羅巴の社會に於て

實行が出来ずして、そうして階級戦争を行つたり、又場合に依ては大變な同盟罷工など致して居  
ります。丁度手と足との休んだ様なことをやつて居る。先達ての英吉利に於ける同盟罷工でも、  
世界第一の労働組合の發達した國であり、莫大な積金を持つて居り、又露西亞からも救けたけれ  
共其の結果は二千年前のアグリツパーの話の如く、働かずに休んだ方が負けた。其處で始めて元

に歸つて一致融和することが出来たから始めて此處に彼英吉利國民、大英國國民としての働きが  
出来て居るのである。若し階級戦争を續けて居つたならば、其の中に五體がしびれて段々と衰え  
て来る、國は益々貧乏になる、洵に何うも困つた情けない状態になるのは當然であります。

### 我が日本は幸にして

歐羅巴と全く事情を異にして、此の三千年來同一國民が萬世一系の皇室の下に丁度一家族の如く  
同じ血の流れを受けた同じ民族が、同じ風俗、同じ習慣、同じ言語、同じ思想を以て、最も相愛  
の情に富み、又最も平等の精神に富んで融和一致して生活して居るのである。従つて階級意識と  
云ふものは殆んどないのである。山の中の百姓の中にも偉い人間になつて居る人もあり、又偉  
い人間の子孫でも今は落ちぶれて居る者もある。生活上の機會は全く均等であつて労働者も資本  
家も全く相嫉視するが如き心持はないので、事實に於て階級的に著しき差はない。

それが外國から階級戦争と云ふやうなものを持つて来て、労働者と資本家は喧嘩をしなければ  
ならぬと云ふ。之は我が國民に於ては實に解らないことである。彼等の中にはそれを眞面目に説  
いて居る者もある。現在そう云ふものに引掛つて居るものもあるが、

### 幸にして鐵道の現業員諸君は

三八

仕事の方に於て洵に穩健著實な思想を以つて此の邪道に踏入つた人はなかつた。今年の始めに當り極めて僅かばかり、不健全な思想を抱く者がありました共、之は或は悔悟して立派な人間となり、或は處分せられて省外に去つた、而もそれ等は僅かな人であつたのであります。此の全體の鐵道の従事員と云ふものは至る處洵に穩健に著實に仕事をして居る。私は之を非常に喜び、且つ之に對して

### 大なる敬意を拂ふて已まない

ものであります。何うか一層今日迄の如く、尙更により以上進んで鐵道省以外の方面に迄感化する位に穩健著實の思想を以つて銘々の仕事に従事すると云ふ事に致したいと思ふのであります。而して又只眞面目に働いて間違ひを起さないで、穩健著實であると云ふだけではないかぬのであります。更に一步進んで鐵道事業の改良進歩と云ふことを圖らなければならぬのであります。お互に銘々の方面に依つて仕事は異つて居ります共、其の従事して居ります仕事の凡ての點に

向つて改良、進歩を工夫致して、そうして歐米各國よりも更に數等進んだものにならなければならぬのであります。今日に於ても

### 外國よりも我が國の鐵道が進歩

し、又勝れて居る點も多々あるのであります。尙今後に於ても日本の鐵道と云ふものは世界各國のお手本になる、斯う云ふ風な事に迄進めて行かなければならぬのであります。

第一に間違ひなくやると云ふことに致して、次には事業の進歩、改良と云ふ事を大いに努めなければならぬ。之又其の従事して居る處の位置が異りましても、仕事の方面が相違致して居りましても、何の方面に於てもまだ改良、進歩すべき餘地は澤山あるのであります。或は旅客貨物を輸送する方面でも、線路を建設する方面でも、或は線路を保護する保線方面でも、乃至は運轉の方面でも、其の他或は物品を賣買する方面に於ても、種々なる點に於て改良すべき點があるのでありますから、此の點に於ては他の方面に劣らない様に、今日の

### 社會の進歩の狀勢よりも一足先に

三九

四〇  
進んで行くと云ふ抱負と意氣とを以つて此の仕事を遂行して行きたいと、私は希望して居るのであります。

諺にも巧遅拙速と云ふことがあります。即ち巧ならば遅く、拙ければ速い、斯う云ふのであります。然るに吾々鐵道の仕事は巧にして然も速くなければいかぬ。巧速でなければならぬのであります。鐵道に従事する所の吾々と諸君と云ふものは一段の奮發努力を以つて、普通の人間よりも吾々の従事して居る職掌は大切であり、之が働きの結果が國家社會に及ぼす影響と云ふものは、良くなつても、悪くなつても大なるものであると云ふことを十分に肚の中に自覺して、一般の人々よりも巧みにして然も迅速にして正確であると云ふ、普通の原則を超越して行つて、始めて立派なる仕事が出来るのであります。

之位の意氣と、抱負とを持つて大切なる業務である處の鐵道の成績を擧げると云ふ事に盡力致したい考えであります。(昭和二年七月九日)

## 驛名左書中止問題に就いて

又此の場合に諸君に一言お話を致して置きたいことは先般驛名の左書の實行を中止することを命令致しましたことであります。大分新聞紙上等に於ていろいろ評論がありますから、茲に簡單に其の理由を諸君にお話しして置きたいと思ふ。私の考では御承知の通り

### 日本の文字は今日迄右から

書いてゐる、鐵道の驛名は大體右から書いて居つたやうに承知してゐる。さうして別段是に對して不便不自由を訴へて來る者もないやうでありましたから、餘程の理由がなければ變更するに及ばないと考へて居ります。殊に此の文字の書方等に於てはいろいろ議論がある。或は左から書くが宜いと言ひ、或は右から書くが宜いと言ふ者もありましたやう、或は心理學上から論ずるとか、其の他から議論をするとかかなか／＼難しいが、之を決定することは自ら一國に於ける相當の機關があるので之に依つて決定すべきが當然であつて、單に政府の權力を以て決すべきものではな

四二  
い、又政府で極めるとしても政府中に自ら文字を研究する場所もあるので、鐵道省に於て斯様なことを極めるのは穩當でないと思ふ。私は文字の事に就て平生意見を有つて居りますが、此の際には述べませぬ、併しながら

### 文字の書方は一國の歴史に

も文化の上にも非常な關係がある、國民生活上の重要問題である、之を變更すると云ふことは歐羅巴に於ても支那に於ても御承知の通り多くの年月を閲し、而して學者が之を唱導するとか、社會一般の公衆が之に對して共鳴をするとか、或は實際不便を感ずることから自然推移して、さうして永い年月を経て始めて變化するものであることは歴史の證明するところであります。然るに左様な大切なことを鐵道省といふ客を扱ふところの商賣、平たく申せば客商賣をして居る役所が議論をして之を左から書いたが宜いといふ議論で直ちに變更することは穩當ではない。

### 他に相當な然るべき機關を決定して

一般の人が之を認めることになれば鐵道省は何時でも一般の便宜を圖るために變更して宜いので

あります。此の客商賣の鐵道省が進んで之を心理學にどうであるといふやうな一片の議論に依つて之を變更することは私は宜しくないと思ひましたから

### 取敢ず之を中止する命令を

發した次第であります。此の頃段々承るところに依ると、今日迄既に左書を實行し來つた向きもあつて、左右いろくになつて居るといふことであります。然らば之を何とか統一しなければならぬと考へて居りますが、それに就ては尙十分な調査を致した上で相當の處置を執る積であります。取敢ず先般中止した理由を簡單に申し述べて、諸君の御諒解を求めたいと思ふ次第であります。

後  
篇

|| 思想善導資料 ||

# 物質主義の破綻と精神主義の勝利

- 第一 歐羅巴に物質主義の發達した諸原因
- 第二 物質主義思想の發露
- 第三 歐人の覺醒、現實主義から理想主義へ
- 第四 日本の西洋模倣は物質主義を招徠す
- 第五 日本精神の優越性を自覺し二十世紀新文化の創造に進め

## 第一 歐羅巴に物質主義の發達した諸原因

申すまでもなく世の中の出來事は皆悉く思想の現はれである。而してこの思想の中には色々系統がある。また思想の傾向は時代によつて推移消長のある事は勿論歴史に明かな所である。

さてこの物質主義なる思想は歐羅巴に於て發達したのであるが、殊に十九世紀に至り權力萬能の思想、利益萬能の思想となり最も旺盛を極めたのである。これに就ては種々なる原因がある。

### 一、歐羅巴への富の集中と其の分配の激變

第一には自然科学の進歩、機械の發明があり、また植民地がだん／＼激増するに従ひ、歐羅巴に非常なる富が集中し、而してこの富の分配の變動が頗る急激を極めて、これがために成金も出來れば一夜乞食も出來た、所謂富の争奪が猛烈となつたのである。

### 二、功利主義哲學と進化論の流行

また、一方に於ては功利主義の哲學者がだん／＼出來て功利主義の哲學がだん／＼擴まつていつた。また他の方面に於ては進化論が始つて人間は神の拵へたものであるといふキリスト教の教へを覆へたのである。進化論によれば人間は猿の進化したもの、動物の進化したものである、これが生物の原則であるといふのである。進化論が初めて唱へられた頃には随分宗教家等の迫害や反對も受けた。

### 三、優勝劣敗觀念の旺盛

しかしながら人類は次第に之を信じその思想が世界に擴まり、これがまた一面に於て優勝劣敗といふ觀念を甚だしく強めたのである。優勝劣敗は止むを得ざる所の眞理であるかのやうな觀念を人々の頭に注ぎ込んだのである。

かくして經濟上の變動、急激な富の膨脹、機械の發明、科學の應用、加ふるに進化論功利主義哲學といふやうなものが相集まつて益々物質主義が盛になつて來たと見るのが妥當であると思ふかゝる思想がだん／＼ひろまつて來た所から、一般の政治經濟のみならず、文學藝術等の方面に於ても、ロマンチズムの思想の如きものはだん／＼衰へて、寫實思想現實思想といふやうなものが文學にもだん／＼現れて來たのである。この文學なるものが一般の人々の思想を感化し、益々現實主義に傾き、また經濟上に現はれた各種の現象は、これまた互に因となり果となつて、一面に於て人々の思想を驅つて利益萬能權力萬能といふ思想を生ぜしめたものと考へられる。

### 四、歐羅巴の歴史は征服戦争の歴史

加ふるに歐羅巴人は本來互に征服し或は征服されてゐたもので、歐羅巴の歴史は各民族が互に入り亂れて勝負を争つたことを内容として居る、ある意味より言へば、歐羅巴の文明は戦争の文明である、個人闘争の文明である、各種の民族が入り亂れて一日も安心ならない状態であつた。即ちかやうな所に於て個人主義思想の發達することは當然の結果と言はなければならぬ。隣國支那の例に見ても明かなる通り戰亂闘争跡を絶たず、國民が平和にその生を営み安んじて生活して行くことが出来ないといふ社會狀況が益々人々を驅つて利己主義に傾かしめることは必然の事である。

## 第二 物質主義思想の發露

斯る個人主義利己主義の思想が、國家と國家との間、即ち國際間に於て、或は國家と國民との間に於て即ち國家が國民に對する法律の關係、或は又個人と個人との間に於て、萬事萬端悉くに現れて來るのである。

### 一、國際間に如何に現はれたか

國際間に於ても歐羅巴の諸國家は歴史に於て明かなる通り國の權力を強めることが第一の目的である。その最も著しいものは彼の舊獨逸帝國であらう。何れの國に於ても歐羅巴人は、國の權力を強くするといふこと、國の利益を増すといふこと、を國際間の方針として居る。口に平和を唱へ文字に正義を言ふも、國の仕事一切は利益を得る事、この利益を得るための力を養ふ事の二つである。こゝに於てか、獨逸の如き國に於て所謂生存の權利と云ふ言葉が考へられた。國家は自分の生存のためには國際間の條約も蹂躪して差つかへない、國際正義を破つても差つかへないとまで言ひ出した。そして歐洲大戰の劈頭に於て彼の白耳義の中立を眼中に置かず、第一番に國際條約を破つて、そして白耳義に侵入したのである。

かくして歐洲大戰争と云ふ人類歴史あつて以來未だ曾て見ざる慘狀を呈するに至つたのである。是れ即ち權力萬能の思想、利益萬能の思想の發露に外ならぬのである。

### 二、國家生活に如何に現はれたか

また歐羅巴に於ては國家と國民との關係、即ち國家が國民を治めるに就て、法律思想、法律の基本たる權利の觀念、といふものが非常に高調されてゐる。そして法律學者の内に權利といふも



のは個人の利益を法律によつて保護されたものであるといふやうな解釋をする學者が出て來た、かやうな説が一般に擴まつた。即ち權利を行ふと云ふことは人間當然の事柄である、自己の利益を國の力によつて完ふするといふことは人間當然の仕事であるといふ考へが擴まつた、その反面に於て義務の觀念が衰へたゝめに富める者は益々富み、更に益々富まんが爲には國の力の限りを利用し、權利のあらん限りを實行して顧みない。道德もなければ仁愛もない。自己の利益權利のあらん限りこれを實行するといふ様な思想が流行して來たのである。

### 三、遂に國家呪咀の思想現はる

かくの如き思想が、優勝劣敗の甚だしき、經濟上の變動の劇しき、富の分配の急激に變化する世の中に於て、大に流行を極め、これに反して義務の觀念、仁愛の精神を盛んにするといふことに對して餘りに注意が拂はれてゐない。かやうなことがだん／＼擴充されて參つたならば世の中の變動によつて又經濟界の激變によつて不幸なる地位に陥つた人々は勢ひ權利なるものを呪はざるを得ない。國家そのものをも呪ふに至るは當然である。

國家が國家の力を以て極端に個人の權利を擁護實行して顧みないといふことになれば、その反動として斯の如き國家は寧ろない方がよろしいといふ、即ち國家を呪ふところの思想が生じて來る。かくの如き國家はない方が却つて人類がよく生きて行けるのではないかといふやうな考へが起るのは誠に悲しむ可き事象であるがまた止むを得ない。

### 四、個人間に如何に現はれたか

一方に於て、個人と個人との關係もその通りである、所謂勞働者資本家の關係等に見ても、資本ある者は力強く、その強い力によつて勞働者を虐待し、所謂權利のあらん限りを盡して、富はあらん限り増してゆく。従つて一方に於ては富めるものは益々富み、貧しきものは益々貧しくなり、貧富の懸隔が甚だしくなつて、そしてこれを救ふところの道が充分備はつてゐないと云ふことになつてまいつたのである。

### 五、勞資階級闘争發現の必然

事ここに至ればどうしても資本家に對する戦争、これがどうしても始まらねばならない。更に進んでは社會主義に奔る者が出來て參る、破壊の思想が益々進んで來るやうになる。まことに悲

しむべきことではあるが、どうしてもさういふことになつてまいらなければならぬ。ところが一方に於て權利萬能、利益萬能の思想が蔓つて居るから、優勝劣敗で強い者は倒される強い者は少く弱い者は多いから、大勢の弱い者が團結して自己の利益を主張するやうになる。そして自己の力を以て他人の利益を取らうといふ結果になり、富者は貧者に對して力と利益を以て争ふ、かくして行つて到底際限がない。

### 六、文明進むも人類の幸福なし

歐羅巴の十九世紀は、まさに科學の勃興から産業革命に進み其文明は燦爛たる光りを放つて來たのであるが、その内部に立入つて見ると、到る所に社會を呪ふ聲が充ち満ちて居る、到る所に不満不平怨嗟の聲が漲つてゐる。文明は盛んに光りを放つて進歩するけれども、人類の平和は何處にあり、人類の幸福はどこにあつたかといふと、眞の幸福、眞の平和といふものは昔の時代よりも減少して來、まさに暗澹たる世相、所謂修羅場といふものを現出してゐるといふ有様である。これは即ち只物質のみに憧憬した結果に外ならないのである。

### 七、知識の進歩は人類に平和を與へず

科學が進歩し、機械の發明は遂に交通機關の發達を來し、人間の働きが進歩して行けば行く程、人間の幸福といふものは減少してゆく。知識が進歩して行けば行く程この知識は吾々人類に平和と幸福とを與ふるにあらず、却つて人類の間に不平不満の聲を生ぜしめ、徒らに個人と個人とが鬭争し、徒らに國家と國家とが争ひを起し競争を繁くする。其の結果として一般の人々は甚だ不幸な状態に陥ることになるのである。これが即ち所謂物質主義の弊害である。

## 第三 歐人の覺醒、現實主義から理想主義へ

### 一、人類の幸福は何によつて求むべきか

翻つて、この人類の幸福と平和は何によつて求むべきか、物質によつて求むるのが適當であるか、或は願ひて内に人格を養ひ、徳操を高くし、仁愛と正義とを根本として行ふならばどうであ

るか、仁愛正義の根本に歸つて、それを基として進んで行くならば茲に於て個人も國家も社會も始めて神聖なる平和、神聖なる幸福が得られる。それを基にし且つ之に加ふるに學問の進歩、知識の發達、人間の働き、勢力、能率、かういふものを以てして、初めて人類社會が進歩し神聖なる文明、神聖なる平和幸福といふものを得ることが出来るのである。

五四

## 二、歐羅巴の實驗から理想主義へ

此の理想主義をおろそかにして、人間の本當の踏むべき道、仁愛正義の道を第二に置いて、そして利益、力、知識、能率、勢力、かういふものにはかり走つて行くから、精神的道徳的方面がだん／＼衰へてゆくのである。かくて歐羅巴人が靦面に十九世紀以來経験したのが即ち物質主義の行詰りである。これではいくらやつて見ても決して社會の平和は實現出来ない。人間の幸福といふものが得られない。いくら自然科学が進歩し發達しても、科學の力だけでは到底人類の幸福は得られないといふのが、十九世紀から歐羅巴人に於て實驗し來つたところのものである。

## 三、ヴェルサイユ會議はその例證

既にかよふな所に氣がついたからして歐羅巴に於ても、亞米利加に於ても、これではいかぬといふ思想が到るところに現はれて來たのである。これが先づ以て國際間に於て大なる事實として現はれてゐる。即ち彼の歐羅巴大戰の終末であるヴェルサイユ媾和會議に於てそれが現はれた。これまで歐羅巴に於て媾和會議も、大きな會議が澤山あつたけれども、彼のウイenna會議の如き歐羅巴各國が集つた席に於て、ビスマルクは「條約が何だ、正義が何だ、只鐵彈と血とあるのみ」と豪語したことがあつた。即ち權力萬能の思想である。然るに兎にも角にも、今回のヴェルサイユ媾和會議に於て、ウイelsonの理想主義は大部分通することは出来なかつたけれども、しかしながら大體に於て「只鐵彈と血とあるのみ」といふ如き思想はもう會議を支配することは出来なかつた。曲りなりにも正義と平和の思想が餘ほどのところまでヴェルサイユ會議の空氣を支配した。ウイenna會議の出來上つた時に比べると、正義の精神といふものが餘程ヴェルサイユ媾和條約の精神に含まれてゐる。

## 四、ワシントン軍縮會議もその例證

また、かのワシントン軍備制限會議の如き、これは實に驚く可き人類社會の大事件と申してよ

五五

からうと思ふ。多年の間非常な苦心をして拵へ上げた二萬噸、三萬噸といふ軍艦を壊してしまふといふのである。これまで數百年の間幾度か平和が唱へられ、平和會議が度々召集されてゐる、併しながら、その平和會議なるものは事實に於て一つも實行することは出来なかつたと言つてもよろしい位の貧弱なるものであつた。然るに彼のワシントン會議に於て何萬噸の軍艦を各國に於て皆壊してしまふ、そして多年理想として國際平和論者の唱へたやうな事柄が、ある程度まで實行出来たといふことは實に驚くべきことである。

五六

#### 五、大戦の反動なくとも理想主義勃興は必定

之は何に原因することであるか、勿論様々な原因があらうが、併しながら、一方に於て、所謂功利主義、物質主義、權力萬能の思想の弊害を各國の政治家が満喫し、どうしても正義を以て平和を求めなければならぬといふことを大戦の反動として痛感した結果、あれ程思ひ切つた申合せが出来たのである。思想の方面から觀察すれば、この點は最も重要な問題として見なければならぬと思ふ。

かりにこの反動思想が起らず、世界國際の關係が此の儘であつたとすれば、如何に平和を唱へ

ても、三十年五十年後とて到底二萬噸三萬噸の軍艦を沈めてしまふことは出来なかつたに違ひない。即ちこの物質主義の弊害、權力萬能思想の弊害を悟つたといふ反動が、ワシントンの軍備制限會議を餘程の點まで動かしたものと見てよからうと思ふ。また國內の政治經濟その他の方面に見ても、先づ決して歐羅巴に於ても亞米利加に於ても、この理想主義を慕ふ精神がだん／＼旺盛になつて、獨逸に於ても佛蘭西に於ても英吉利に於ても北米合衆國に於ても物質主義をだん／＼排斥して、理想主義を主張するものが追々現はれて來た。政治經濟の實際の上を見ても、各國とも非常な勢ひを以つて競ふて社會政策といふものを實行してゐる。

### 第四 日本の西洋模倣は物質主義を

#### 招徠す

#### 一、明治初期の西洋模倣

これを翻つて我が日本國家について考へて見れば、江木衷博士の嘗て言はれた如く、從來の日本の教育は事實に於て西洋のもの、舶來丸呑みの教育であつた。私共が初めて小學校に入つた時

五七

亞米利加の國民讀本を直譯したものを讀まされた事がある。中學に入つても大學に入つても、直譯の物質主義的方針は殆んど一貫して居つた。教育方針と云ふものが、日本固有の文化など云ふ所に思ひ及ぶ道がない。そこで日本人固有の心胸に存在する奥深い崇高な思想と云ふものは遂に閑却されて等閑に附して顧みられる所がなかつた、西洋文明の模倣に忙しかつた、國力を如何にして他の強い獨立國と同様にしやうかと云ふことに夢中であつた。尤もそれでこそ、六十年の間に世界を驚かしたやうな進歩をいたし國家の獨立富強も出來たのである。これは讚嘆すべき事であることは勿論だが、併しながら西洋模倣に急であつたために、従つて餘りに物質に走りすぎ、ために精神的方面を閑却したのはまことに残念である。

二、西洋模倣の害は法制改革の必要を生ず

一例を示せば刑法の改正案といふものが出てゐるが、其の刑法の改正案は、數年前から法制審議會で研究したもので、刑法のみならず諸法の改正も企て居るのである。其の方針は我が法典中に日本の醇風良俗に反した所があるから、これ等の條項を改めて民法も刑法も日本の道義の精神に合うやうに修正しやうと云ふのは法制審議會へ政府より諮問した要項である。この方針に

基いて出來たのは今日新聞に出て居る改正案の一部分である。昔民法が初めて出來た時分、故穗積八東博士が、民法出て忠孝亡ぶといふことを雑誌に書かれた。民法も直譯が多い、刑法も直譯が多い。其の他の法律も其の通りだ。そして日本の傳統的精神をどの位破壊してしまつたかわからない。この直譯の法律といふものが精神的方面に於いて非常に害をしたといふ事が、着々解つて來たから即ちこの刑法の如き大法典に向つてもこれが修正の必要を感じ即ち法制審議會に於て朝野の學者識者が委員會に於て一致を以てこれを改正したのである。これ即ち西洋模倣の害、日本固有の精神尊重の必要を認めたらに外ならないのである。

三、西洋模倣の害は國民精神の頹廢を齎らす

立法ばかりでなく政府の行政も其の通りである。この六十年の間といふものは即ち精神的方面特に仁愛正義といふものが殆んど閑却されてゐる。そういふことは餘り重きを置いてゐない、どうして利益を得るかどうしたら成功するか、これが法律の全部、行政の全部であつた。政府は大學を卒業した人を採用するにも、只學識の試験だけで採用する。腕だけを認めて人格を構はない。それであるから、帝國大學を出た堂々たる法學士が、農商務省の奏任官で、棍棒で人を殺し

六〇  
て金を奪ひ取るといふやうな者が出て来たのである。又一般社會もだん／＼混濁して文學の大家が人の妻と情死をする、又それを讃めるものがあるといふやうに墮落して来た。大正十二年の地震の有様はどうであるか。皆逃げ出して自分の家も最後を見とゞけたものは少なかつたではないか。役人は皆自分の家へ歸つた、政府の書類は皆焼けたではないか。更に甚しきは朝鮮人が来たと大狼狽をしたに至つては誠に嘆かましい程日本國民は衰へはてたと云はねばならない。

#### 四、日本の政治的傳統精神の眞髓は何か

我が日本に於ては、御承知の通り建國以來三千年の間今日の所謂社會政策が行はれて来た。一人も國民の内に刑罰に觸れるものゝない様にといふのが、御歴代施政の三千年一貫したところの精神である。日本の政治的傳統的精神は今日の所謂社會政策の眞髓である。人民が悉く困らない様にしやうといふのが如何なる場合にも政治の精神であつた。もとよりその間に於て爲政者の變更する場合に於て暴政を行つたものもあらう。虐政もあらうが、併しながら原則はこゝにあつた。また畏れ多いことであるが、上皇室に置かれては、まことに不思議な位今日まで御歴代を通じて悉く國民を愛撫する、國民を赤子の如くに大切にする、といふ御趣意は少しも變りはない。

つたのである。民は即ち實であるといふことは古來皇室に於て唱へられた御言葉である。また國民の間には互に和親睦睦して仁愛と正義とを謳歌する精神が一貫して居つた。

#### 五、歐羅巴の歸りつゝある道は日本固有の道

歐羅巴に於ても近頃になつて實際の必要に迫られたので社會政策を實行しなければならなくなつた。これは一面に於て人類といふものがどうしても相愛して行かなければならぬと云ふ思想が勃興して来たものといふ風に見てよからうと思ふ。人文科學の方面に於て文藝藝術の方面に於て、各方面に於て餘程變化を認めることが出来ると思ふが、法律方面に於ても權利本位のことではないかぬ。義務を本位としなければならぬ、かういふ議論が出て来た。權利を以つて相争つてゐてはどこまで争つても果てしがない、義務を根本としてゆくならば、至る所に調和がとれる即ち利益を本とせずして道徳を本として行かうといふ法律哲學を唱導するものもだん／＼出て来た様な次第である。これ即ち歐羅巴の物質主義がだん／＼行き詰つてその反動として人間の根本に歸つて來るといふ思想であると私は考へる。

## 第五 日本精神の優越性を自覺し 二十世紀新文化の創造に進め

### 一、科學的文明は劣るが國民精神は優る

然るに我が國は如何であらうか。我が國は素より科學的文明の進歩發達は歐羅巴に比較すべくもない。近代に於て歐羅巴のそれを學んで餘程發達して來たのである。併しながら我が國に於ては古來國民精神は餘程進歩して居る。特に徳川氏三百年太平の間に於て精神的方面は餘程進歩向上した。歐羅巴人や亞米利加人に比べて一般に國民思想は優れたりと雖も劣る所はない。また固有の文化も固有の日本思想も立派なものがある。

### 二、歐米諸國に追ひ付く爲に西洋模倣に走り精神方面を閉却す

然るに近年五、六十年といふものはあの通り激變があつて、歐米諸國に追ひ付くために科學の進歩發達をはからねばならぬ。産業を盛んにして富を備へなければならぬ。軍隊を強くして獨立

國の實を擧げ更に進んで大陸までも發展して行かねばならぬ。力の競争に打ち勝たなければならぬ。又或は治外法權を撤去して獨立國の實を擧げんため俄に立法行爲をしなければならぬ、刑法民法、商法を拵へなければならぬ。政府は率先して外國模倣を實行し、鹿鳴館で舞踏など盛んにやり出し、歐羅巴の形式を輸入して獨立國たるの價値を作らなければ歐羅巴諸國と對等に交際することが出來ぬと考へられた。何にもかも俄か作りで盆と正月が一緒に來た様な騒ぎで朝野を擧げて歐化の形式を整へるに一生懸命であつた爲めに餘程精神方面が閑却された。固有の文化は或は破壊されかゝつた、教育でも法律でもその通りであつた。先般喪くなられた江木衷博士は「日本の教育は御維新以來統一されて來た、どういふ所に統一されたかといふと即ち物質主義に統一された」といふことを言はれた。

### 三、物質主義の一例としての労働問題

これが即ち人の働き、人の力のみを認めて人格を認めない結果である。政府自身のやつた事も維新以來實例は山ほどある。一般人民もさういふ點に氣がつかず、だん／＼物質主義といふものが盛んになつて來た。茲に私は物質主義の一例として労働問題を擧げやうと思ふ。近頃は我邦

にても労働問題がやかましくなつたが、資本家も労働者も、歐羅巴でさへ困り切つてゐる。其の眞似をして、法律などの力によつて解決しようと思ふから、又は只だ闘争によつてのみ解決しようとするから、いつまで経つても解決がつかないのみならず、延いてはおい／＼と階級闘争を激成してゆく。それは最早歐羅巴でも困り切つてゐることである。

#### 四、貨銀契約を中心に勞資の利益闘争

例へば今日貨銀の契約をしても明日經濟界の變動が起つて労働者が不利に陥ると假定する。利益萬能主義でゆくから資本家は昨日の契約を楯にとつて譲らない、労働者は昨日は昨日、今日は今日として契約の變更を要求する、其處で又更に契約をやり直しても明日又々變動が起れば、兩方とも利己主義で行くから、いくら経つても争ひは盡きない。

#### 五、仁愛正義の精神で解決せよ

これが根本に還つてお互に仁愛正義を以てやつたら經濟界の變動が來ても如何なる場合に陥つてもお互に出来るだけ相手の爲めになるやうに自己の義務を盡し即ち仁愛正義を基としてゆくなれば、解決は譯なく出来ると思ふ。互に相愛し互に相敬するのが眞に共に存し共に榮へるの道である。只だ自分の利益だけを主張し權利だけを主張するから、一方には之に對して人の自由の楯として或は同盟罷工をやつたり、又は工場占領をやるのである。そうして遂にはそれが極端な社會主義、共產主義にまで落ちて行くのである。

#### 六、物質主義の雲に蔽れた日本精神を復興せよ

故に私は、この日本思想の萌芽を培養してゆかねばならぬといふよりも、吾々日本人の頭の奥にはチャンと日本精神が、眞に麗はしき美德が、潜在して居ると思ふ、それが丁度月に雲がかゝつたやうに、物質主義の雲にかくれて暫らく潜んで見えないのだと思ふ。吾々の頭の中には三千年來流れてゐる血に養はれた立派な思想精神がチャンと嚴存してゐる。西洋人と日本人は思想精神の根本に於てよほど違つてゐる。吾々日本人は三千年來家族として暮して來たのである。上に萬世一系の天皇を戴き、同じ民族、同じ祖先、同じ風俗習慣、同じ言語、同じ感情、同じ思想精神の持主ばかりである。加之他民族とかげはなれて島の間と一緒に長い間同居してゐたから、相互親愛の情はまことに熾烈である。



## 七、精神は遙かに優り未だ消失しない

西洋のどこの國にかういふ國があるであらうか。西洋諸國は變つた人種變つた言語、異つた風俗習慣、異つた思想精神の持主の寄り集まりである。吾々は皆同じ思想精神を持つてゐる。外形の文化は西洋に劣つてゐるか知れないが、靈の方面に於ては、遙かに優つてゐる。之は歐米の學者識者の間にもさういふ説が澤山ある。それは決して明治以來五十年や六十年の物質主義の浸潤に依つて根底から消滅するものではない。只一時雲にかくされてゐるだけである。吾々が一旦自覺したならば、その根本思想根本精神が明月のやうな光りを放つといふことを私は堅く信じて少しも疑はないのである。

## 八、自主的に西洋思想を融和し二十世紀の新文化を創造せよ

此自覺するといふ事が大切なところである。昔の言葉に「天上の月を取らんと欲して失脚する掌中の珠」といふのがある。吾々の掌中に持つ西洋思想東洋精神は立派なるところの珠である、その缺點を補ふ、改良するのはよろしいが根本思想根本精神を失つてはならない。佛國のバ

ンルヴェ氏は東洋人の爲めに警告して「赤兒の垢を洗つて盥の中の水を捨てる時に赤兒と一緒に捨てゝはならぬ」と言はれたが、名言であると思ふ。これが最も肝心なところである。吾々は只自覺すればよろしい、自覺して心の雲を拂つて、吾々の根本精神を光り輝かし、進んで西洋各國の思想と融和し、二十世紀に於ける新しい思想新しい文化を孕育養成創造する、かういふことがまことに必要であると考へるのである。

# 治安維持法と社會運動

- 第一 治安維持法に所謂國體の意義と本法制定の趣旨
- 第二 國體と政體の別に就いて
- 第三 治安維持法と思想の研究
- 第四 治安維持法と勞働組合
- 第五 治安維持法と無産政黨
- 第六 結社の意義
- 第七 治安維持法の効用
- 第八 治安維持法適用上の問題

## 第一 治安維持法に所謂國體の意義と 本法制定の趣旨

## 一、國體の語の解釋

治安維持法に所謂國體とは憲法第一條に明記するところの「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」といふ意義を指すのである。教育勅語に用ゐられて居る國體といふ語の解釋と、此の法律に用ひてある國體といふ言葉の解釋とが違つて居るやうである、違つても差支へないか、との質問(例へば同日の貴族院に於ける澤柳政太郎博士の質問)もあつたのであるが、文學上や、歴史學の上からいへば議論があるかも知れぬけれども、政治上の意味に於て、普通に國體といへば、即ち憲法第一條にあるところの「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」之が國體であるといふことは常識で判斷出来ると思ふのである。無論このことは憲法第一條の明文を俟つて始めて出来たことではない。建國以來の炳乎たる事實を此の條文に言ひ表はされたものに外ならないことは言ふまでもないところである。

而して教育勅語に何と仰せられて居るか申すに、「我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり、我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして」云々と仰せられて居る。即ち遼遠な肇國の古へから、歴代の天皇は徳を以て

民を治むるの大本を確守せられて居り、民も亦克く忠に克く孝に共々に天皇を輔け參らせて代々此の國の美を濟し來つた。之が我が國體の精華である、といふ趣旨である。憲法第一條の「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」といふのと、言葉の表現こそ異れ、根本の意味に於ては少しも變るところはないと思ふ。我が歴代の天皇は、外國の君主の如く征服や強壓に依つて國民を治め來られたのでは決してない。教育勅語に仰せられしところの深厚なる徳の樹立により、樹立せられた道徳を大本とすることに依り、我が統治の本質が出来上つて居るといふことを、憲法第一條に簡明に言ひ表したものに外ならぬのである。故に教育勅語に所謂國體の精華も、憲法第一條に於て我々が解する國體の精華といふものも、根本に於ては一向相違するものでないと思ふは信するものである。故に言葉の解釋によつて多少は違ふところはあるとするも、根本の意味に於て異るところがなければ、此の法律に國體といふ言葉を用ひても、國民を教育する上に於て甚だしく支障を來すといふが如きことはないと思へる。

## 二、國體に些の動搖の懸念なし

本法に所謂國體なる語の解釋は以上の如くである。唯茲に注意すべきは、治安維持法を制定する

に至れる趣旨は、決して此の金匱無缺の國體に動搖を感じたから、危険を感じたから、國體の維持に懸念を抱くやうになつたから、といふに在るのではないことである。我々日本人の意識に於ては千秋萬古、此の國體が根底から搖ごうなどは到底考へ得べからざるところである。本法は斯くの如き不安に起因して立案せられたものでは決してない。唯、斯くの如き最尊無上の國體をも、變革せんと企圖する異例的な無法者を取締ること、此の種の狂人的思想が實行に移されることを未然に防止すること、之が本法規定の趣旨なのである。即ち健全な身體であることについて些の不安を感じる次第ではないが病毒の侵入を未然に防いで置かうといふのである。異例的な悪思想を、門前で喰ひ止めて、國體を安置して居る奥の方へは踏み入れしめない、といふ趣旨である。

### 三、思想研究の取締にあらず

或はいふかも知れぬ、壓迫に依つて反對の結果を生ずる如き虞はないか、と。併しながら、別の處でも一言して置いた如く、本法は此の種の奇矯な思想を行動に現はし實行に着手せんとするものを取締らうとするのであつて、人の頭の中にまで入つて思想そのものを罰し若くは研究その

ものに干渉せんとするものではないのである。千年後、萬年後の理想として、斯様なことがあつたらどうであるかといふ風なことを研究したところで、之を罰しやうとするのではないのである。實行に着手しやうとしないかぎり、これは單なる理想である。故に實行に着手せんとするを罰したところで、之は決して思想の壓迫といふことではない。従つて、思想を壓迫したが故に反對の結果を生ずる。反動を生ずるといふやうなことはなからうと思ふのである。無政府主義や共產主義を實行しやうと思ふ者にとつては迷惑に感ずることは確かであらう。併しながら之を實行しやうと思つて居ない一般の人々にとつては一向關係がない、些の痛痒を感ずるところはあるまいと思はれる。普通の人は、たとへ學問をしない人でも、無政府といふことが世に實現出来るものではないことをよく承知致して居る。但し之は普通の人間のことであるから普通ならざる人間も段々出て參る。露西亞に於ても、伊太利に於ても、其の他の國に於ても、佛蘭西に於ても亞米利加に於ても、無政府主義の實行を考へる普通でない人間が實際出て來た。即ち破壊することそれ自體を目的とした連中が、各國に尠からず出て來た次第である。我が國に於ても此の種の通常でない人間が段々出て來る傾向がある。本法は之に對して其の者の實行を取締らうとするのであ

る。又無政府主義と違つて、政府の存在を承認するのみならず、寧ろ無産階級專制政治さへやらうとするものではあるが然も私有財産の制度を全然否認せんとする共産主義なるものに就いて言つても、危険な思想である點は無政府主義に譲らない。元來所有權の觀念といふものは、誰でも本能的に持つて居るものであつて、之あるによりて人類は競争もし、進歩もし、發達もして來たのである。苟くも國家ある以上は法律命令の大部分は皆所有權の保護であつて、刑法でも民法でも身體財産を保護することが其の目的である。此の所有權なるものを一切無視して、私有財産制度を否認する恐ろしい思想ではあるが、事實出て來たのだから始末が悪い。露西亞の如き大帝國が此の主義によつて眼前に崩壊して居る事實がある。而して斯ういふ思想を我が國に於ても實行しやうといふ、通常ならぬ考への中に出て參つたのである。

此の種の思想が入つて來たのみならず既に黨派が出來、細胞が出來、運動に従事して居る。即ち既に一つの勢力として現はれて居る。而して斯ういふ思想の抱懷者が既に一つの勢力として實の危険を孕み來つた以上、社會の秩序を維持するためには法規を設けて之を取締らざるを得ない。已むを得ず本法の如きを制定せざるに至つた所以である。

#### 四、治安維持法と國民の自尊心

治安維持法の如きを制定することは、我が國民の自尊心を傷けることなきや否や。金匱無缺の國體と誇る國民の矜持を害ふが如きことなきや否や、の疑問も當然起り得るところである。(例へば第五十議會貴族院に於ける澤柳政太郎博士の質問)。無論斯くの如き法規を制定することは國民の自尊心に適ふ所以ではない。併しながら、法規の制定といふことが自尊心を傷ける以前に、斯くの如き法規を制定せざるを得ざるに至らしめた事實そのものが既に已に國民の自尊心を傷けるからず傷けて居るのを如何にしやう。制定せられんとする法よりも、既に發生した不祥な事實が我が國民の自尊心を蹂躪して居るのを如何にしやう。自分は、先年外遊中に幸徳秋水の事件を聞いて、實に何といひやうのない遺憾を感じた。國民的自尊心を傷けられた感を受けること多大であつた。また大正十二年の暮には實に何とも申しようのない事件が起つて居る。事件は起つても自尊心は傷けられない。斯の如き事件を防止しやうとする法律を作ることが國民の自尊心を傷ける。といふ論理は成立たないのである。恰も壯健なりと信じた人間が重い病氣に罹り、切開手術を受けねばならぬやうな場合に、醫者に切開手術を受けるのは恥しい。自尊心を傷けるといふのと同

じ論法になるのである。國民の自尊心を傷けるといふことは取締るべき法律の制定發布にあるにあらずして、斯くの如き法律を制定發布せざるを得ざるに至らしめた事實そのものにあるのである。此の點はお互に深く省みなければならぬところであると思ふ。我々の恥ぢ且つ戒しむべきことは斯くの如き事實の發生そのものである。我々が努力すべきことは、斯くの如き事件が再び發生して我々の誇りを傷けるやうな事を未然に防ぐことである。即ち既に斯くの如き事實が發生し、今後に於て發生する虞ある以上は、此を未然に防ぐために已むを得ざるの手段として本法の如きものを制定しなければならぬといふのである。

更に附言すべきことは、本法は國體そのものを動かさんとする者を罰するのではない、國體の變革を圖ることを罰するのである。國體を變革する目的を以て、結社を作り、煽動をなし、強要をなす者等を罰するのである。外國にも此の種の立法は多數にある。獨逸の共和擁護法などもそれである。その他、亞米利加合衆國でも憲法を否認する者を罰する法規が制定せられて居る。名稱はそれ／＼異なるであらうが、同趣旨の法律が多數の國々に制定せられて居ることは事實である。國家の根本を維持せんとする法は何れの國にも同様に存在して居るのである。(貴族院に於ける

## 答辯要旨)

## 第二國體と政體の別に就いて

國體と政體とを混同するやうな意見が衆議院に於ける質問として發表せられたから茲に一言して置きたい。國體は絶對のものである。憲法があつて始めて出來たものではない。萬世一系の天皇が大日本帝國を統治せさせ給ふといふことは建國以來の炳乎たる事實である。然るに政體とは天皇の大權を行使せらるゝ様式の相違、統治權の働き方の別を意味するのである。大權そのものに至つては毛頭變らないのである。従つて國體の變革といふことは統治權の存在そのもの、天皇の大權の存在そのものに觸るゝところの行爲を意味するのであつて統治權行使の様式に對する變革ではないのである。大權行使の様式は其の時代の事情に依りて夫々適當に變更あらせらるゝものであるが、統治權の存在の基礎は確固不拔に動かすべからざるものである。本法規定の趣旨は斯くの如き國家存立の大本に對して變革を企圖する者を未然に防止せんとするに在るのである。(衆議院に於ける答辯要旨)

## 第三 治安維持法と思想の研究

### 一、治安維持法は思想の壓迫を目的とするものではない

思想の研究、主義そのものを理想として之を研究することは、いふまでもなく本法に於て干渉せんとするところではないのである。社会主義についても主義そのものと實行とは無論別個に取扱はなければならぬ。主義、理想の研究に止らずして、更に進んで無政府主義、共産主義の如きものを實行せんとする者に對して、其の實行に取りかゝるところの行動を取締るといふのが、即ち本法を規定するところの趣旨である。思想そのものを壓迫するといふことは毛頭本法の趣旨ではないのである。明文に示す如く、或は國體を變革し、或は私有財産の制度を否認するといふことの實行に取りかゝるものを處罰する。即ち思想を實行に移さんとすることを防止するといふのが眼目である。

### 二、本法は應急療法

もとより、此の法律によつて取締らうとするところのものは既に生じたところの犯罪である。

所謂應急療法である。國民の思想が健全になり、其の生活が安定したならば、如何に第三インターナショナルなどが金品を使い、あらゆる努力を費して宣傳に従事しても、悪思想の病毒に侵される氣遣ひがないのであるから、此の方面の根本的療法に意を用ふべきは勿論である。教育など、此の根本的療法として最も大切なものであらう。特に彼等の蒙を啓き道德を高めるために徳育といふものが最も肝要であらう。是等の主義者といふ人々の性行を熟々觀察するに、どうも道德を輕視し、精神的價値を蔑視して居る傾向がある。或は道德觀念に於て缺如して居ると思へるものも尠くない。社會に對する觀方でも個人に對する觀方でも、兎角唯物的に流れがちで、精神の力とか尊さとかを殊更に低く値踏みをするといふ風である。故に知識教育のみならず徳育に力を注がなければ此の種の悪思想が漸次に社會の各部分に侵潤する處がある。

無論教育、特に徳育の奨励と相俟つて、一方に於て生活の安定を圖ることの急務であることはいふまでもない。生活の安定を圖るといふことは今日に於ては政治の主要な機能である。たゞ我が國の特殊の經濟上の事情だとか、國民の生活程度の向上したとだとか、人々が急激に増加したと等の関係で國民全般の生活の安定を圖るといふことは極めて困難な仕事であるが、爲政家

たるものが之に萬全の努力を注ぐべきは論を俟たざるところである。

### 三、治安維持法と青年學生の運動

たゞ此處に注意を要することは此の種の思想に對する學生の研究團體に關してである。青年血氣の徒、多くは思想定まらず、思慮分別に乏しく、學說や主張の是非長短を批判する能力が熟して居ない。従つて此の青年學生の徒が、各々其の專念勉強すべきところの學問を棄て、奇矯不健全な思想の研究に頭を入れることは頗る危険なことである。斯様な青年學生が不健全な書物を讀み、演説を聴き、不知不識の間に之等の思想に感染し、自らも無政府主義、共產主義の抱懷者になるといふ例は決して乏しくない。故に學生が團體を組織して此の種の研究に従ふことは禁止するの當然である。反動としてテロリストのやうな極端な者が出て來はしないかと憂ふる向もあるかも知れぬが、實際の事例を見ると、壓迫干渉が激しいからその反動として極端な者が出るといふよりも、取締の行届かないために、不穩不健全な思想に感染する機會が多くて、漸次その思想が極端な方へ移つて行つた、といふ傾向の方が多しやうである。故に感染すること未だ淺きに當つて之を防止する方法を講ずれば、多數相率ひて極端に走るといふ結果を見ないで済むだらう

と思ふのである。大なる禍を未然に防ぐことが出来る、このために役立つといふ趣旨から本法の如きが立案せられたのである。極端な取締をすれば却て反動を生ずる事の例によく露西亞が引かれるのであるが、之は單に取締りが嚴に過ぎたとかいふ關係に因るよりも露西亞特殊の事情に因るのである。彼の佛蘭西革命後、當時にとつては非常な危険思想が歐羅巴に傳播せられた。然も多くの國は聽て落ち着いて甚しい動搖を見なかつたのであるが、獨り露西亞のみは、虚無黨の如きものが出來て絶えず過激な行動を續け來つたのである。之は露西亞の國情、即ち貴族、富豪の專制、國民の無智蒙昧なること、多數の民族を抱擁して居る關係から國民の間に感情の疏通、融和を見ないこと、社會組織が極めて不備缺陷の多いものであつたこと、政治の惡かつたこと等様々な事情が一になつてそつといふ極端な思想なり行動なりを生むやうになつたのである。露西亞に過激な思想が発生し蔓延し、極端な大變革を見たといふことは、かの國特殊の社會的事情の所産であつて、取締りが嚴に失したからといふやうな事實に基いて居るものではないと思ふのである。勿論思想の内容にまで立入つて、研究そのものに不當な干渉壓迫を加へるといふことは差し控ゆべきことに違ひないのであつて、本法の如きも毛頭此の趣旨を含んで居ないのであるが、社



會の秩序を紊し國家の大本を破壊しやうとする運動に着手する者があつて之を法規を以て取締るといふことは、決して一般善良な國民、穩健な學者や研究家を刺戟することゝはならないのであつて、此の法規の實施に依つて困惑を蒙る者は、無政府主義者や共産主義者にだけ限られると思ふのである。無政府主義に關係なく、共産主義に接近して居ない者ならば、痛痒を感ずること毛頭なかるべき筈である。(貴族院に於ける答辯要旨)

### 第四 治安維持法と労働組合

次に、直接本法には關係はないが、同様に、若くは並行的に之に聯繫するものとして一言を要するは労働組合の問題である。労働運動に秩序節制あらしめ、その本來の軌道を逸せしめないために労働組合の健全な發達を圖るといふことには無論異存のあらう筈がなく、政府としても労働組合法の制定については先年來研究を重ね來つた次第である。此の種の立法は、労働組合の實況、労働運動の變遷、労働者と資本家との關係等に關して、深重且つ周密な考慮を拂ふ必要があるのであるから、完璧に近い成案を見るといふことは極めて困難であるにしても、此の點に關し當局者の方で充分な研究を遂げつゝあると承知していゝと思ふ。(貴族院に於ける答辯要旨)

局者の方で充分な研究を遂げつゝあると承知していゝと思ふ。(貴族院に於ける答辯要旨)

### 第五 治安維持法と無産政黨

普通選舉制實施の結果、社會黨或は労働黨といふやうな無産政黨が出て來ること必定であらうが、治安維持法は、之等の黨派が國體の變革を企圖し私有財産制度を根本より否認せんとすることを實行せんとするものに非ざる限りは、敢て之に干渉するところはないのである。

右に述べたやうな事柄の實行を企圖する場合には無論本法によつて取締るのであるが、然らざる限りは、或は社會政策の上に付て、或は労働問題の點よりして、如何なる主義主張をなし、若くはそれ等の主張を實行せんとしたところで、本法には觸るゝところはないのである。従つて本法は無産政黨の成立乃至發達を妨げ、之に壓迫を加へんとするものでは決してないのである。(貴族院に於ける答辯要旨)

### 第六 結社の意義

本法に規定する結社の意義に就いては既に議會で質問を試みた向もあり、疑問を持たれる人々が他にもあるであらうと思ふが、一言でいへば結社とは一定の目的を有する多数人の繼續的結合である。と考へていふと思ふ。従つて「結社ヲ組織シ」といふも必ずしも文字の重複にならないのであつて（貴族院に於ける阪本鈺之助氏の質問）、結社組織といふ言葉は已に他の法律に於ても使用せられて居り、結社なる言葉は右に謂つた意味の一名詞として通用して居るのである。

結社の意義に關聯して本法第一條の解釋につき一言すれば、結社を組織することが即ち犯罪行為になるのであつて、必ずしも暴力によるか依らぬとかいふことを問はないのである。單に國體の變革といふことを目的として結社を作れば、即ち此の事自身が本條の犯罪を構成するのであつて、其の手段方法の如何、暴力に依るや暴動にまで化する虞あるやの程度の如何を問はないのである。無論此の目的を達成するためには、多くの場合に於ては暴力に依る非常手段をとらうとするであらうが、然しまた必ずしも斯くの如き非常手段に依らないでも、巧妙な宣傳、煽動により此の思想を蔓延せしめ、遂には軍隊内部にまでも浸潤するやうになつて、有力なる部分の人々の多數が此の思想を抱懐するに至るならば、彼等の目的とするところが實現するの危険が絶對

にないとは保しがたいのである。無論吾々日本人の意識としては斯かることがあり得べしとは信じないのであるが、法規としては萬々あり得べからざる萬一をも豫想して之を防止することが、法規の性質上當然であらねばならぬ。要するに、本法第一條の趣旨は、暴力に依ると依らざるとを問はず、その手段の緩急を問はず、單に國體の變革といふことを目的として結社を組織すれば之を犯罪として罰し、不軌を未然に防がうとするに在るのである。（貴族院に於ける答辯要旨）

## 第七 治安維持法の效用

治安維持法の效果に就いては、或は無政府主義者、共產主義者などの人々はなか／＼決心の堅いものであるから之に對して刑罰を設けてもあまり效果がないではないか、との意見もあるであらう。（例へば第五〇議會貴族院に於ける志水小一郎氏の質問）。成程極端な主義者に至つては最刑酷罰を以て之に臨むも之を如何ともすべからざるものもあらうし、其の決心を翻さしむることとは全然不可能な者もあり得るであらうが、然も多くの場合に於ては、主義者と申す者も初の間

はさまざま熱心なものでなく、漸次深入りをして遂に足が抜けなくなるといふのが、其等の者の大部分であると思ふ。大杉榮でも最初から決してあの程度の極端な思想の持主であつたのではない。幸徳秋水について云つても同様である。一步踏み入り二歩踏み入りして行くのが普通、主義者と申すものになる思想上の経路である。主義者中の最も有力なる、最も熱心なる人々についてさへ左様云ひ得るのであるから、斯くの如き異例に屬する人々を除き一般普通の人の思想について云へば猶更のことであると見なければならぬ。初はさまざまでない、踏み込んで、段々と其の境遇を異にし、其の交際するところの人々、論議するところの事柄が孰れも此の種の色彩を帯びたものゝ中にのみ没入して行くに及んで、遂に底止するところを知らないまでに奇矯過激な思想を抱懐する處となり、進んでは之を實行に移さうと企圖するやうになるのである。故に、當初の間に於て、之は大變な事柄である、國家に對して非常な罪惡である。又自分としても非常に重い刑罰に處せられるものである。といふことを明かに承知して居れば、餘程病的な思想傾向の人間でないかぎり、先づ自ら戒むる心が働いて深く踏込まないで済むといふのが普通である。法を制定して刑罰を科す、といふことは、刑罰法の規定がない場合よりも、どれだけ暗示力とな

つて悪思想への深入りを防止し得るか知れないのである。

且つ刑罰といふものは、單に主義者其の人に對して決心を翻さしめるとか、決心を進めさせないとかいふようなことのみを目的とするものではないのである。斯くの如き主義者達の宣傳力を控制すること、即ち國民の間に此の種の思想を傳播せしむることを防止することが、寧ろより大きな目的である。即ち結社を罰し、煽動を罰し、金錢の授受を罰する、といふのであるから、よしんば其の個人其の人に對しては其の考を翻さしめることが出来ないにしても、少しでも其の人が社會全般の多數の人に向つて、其の思想、その主義を擴延して行くといふことは防止することが出来るのである。法は一部の異例的な人々ばかりを對象として居るものではなく、一般大多數の人を對象とするものであるから、治安維持法の効果についても、一般多數人に對してもこの點に重きを置いて考量すべきであると思ふ。

又改過遷善といふ効果にだけついて考えて見ても、今日まで此の種の主義者が刑を受けて、刑の執行中に改過遷善をした例も無いことはないのである。一旦過つて斯る思想を抱懐するに至つたのではあるが、靜坐黙思する間に、其の思想の偏寄せることを悟り、前非を悔改するに至つた

といふ實例もあるのである。蓋し、年少血氣の輩が好んで此の種の主義者の群に投じて事を共にするに至るのは、一種の反抗の快感とでもいふようなものが彼等を惹きつけ、社會の先驅者であるといふ浮薄な虚榮的な矜恃心が彼等の心を煽り、且つ類を以て集る此等の群の雰圍氣が、漸次其の傾向の思想を醸成して行くからである。故に一旦、此の境遇から離れて、靜思默坐し、眞面目な書物を讀んだり、教訓を受けたりするような境遇に置かれると、竝に自分の思想なり性行なりに對する反省の機會を與えられたことになるのであつて、餘程ひねくれた者や、打算的な動機から主義者の群に投じたものでないかぎり、青年客氣の單純な動機から出發した者の多數は、驕然と其の思想を改めるようになるであらう、人情から云つて之が寧ろ普通だと思ふのである。從來共、當局者に於て、此の種の犯罪者に對しては特に改過遷善に導く方途を攻究し來つて居るのであるから、漸次實現せられて行くことゝ信ずる。(貴族院に於ける答辯要旨)

### 第八 治安維持法の適用上の顧慮

又治安維持法は非常な名刀にも比すべき利器ではあるが、之を悪用すれば兇器となる虞れがあ

る。司法官が此の適用を誤ることによつて、無辜の民を傷けるやうなことはないかとの心配も一應尤な憂慮であるが、併しながら我が國の司法官は比較的優秀な者が多いと謂ひ得るのであつて、或る時は常識に缺けて居るとの非難もあつたが、今日に於ては此の點も段々改善せられて國民の信頼を保つに充分な判斷力の所有者であると考へて居る。従つて此の法案の適用を誤るといふことは杞憂に過ぎないことだと思ふ。又法律の條文が曖昧模糊として解釋に苦しむやうなものである場合には、その適用にも誤りを生じ易いといふ虞もあるであらうが、本法の如く、第一に國體を變更せんとする者、第二に私有財産制度を根本的に否認せんとする者を罰する旨を明記してある以上は、甚しく解釋に迷ふやうなことはないと思ふ。數年前に貴族院に提出せられた所の過激社會運動取締法案なるものは、無政府主義又は社會主義に關し、朝憲を紊亂する事項を宣傳し又は宣傳せんとする者となつて居つたのであるが、之でも解釋に迷ふやうなことは尠かつたらうと思はれる。併しながら本法に比すれば字義稍々曖昧で、或は適用上疑義を生ずるやうな場合があつたかも知れぬ。本法は此の點に關し充分意を用ひて立案せられたのであるから、苟くも法文の解釋を不當に擴張して無辜の民をまで罪に陥れるといふ懸念はないと信ずる。殊に前述のように今

九〇  
 日の我が司法官は、學識もあり判斷力にも富んだ人々がその大多數といつていゝのであるから、此の危険に對する懸念は更に少くしていゝ譯である。このことは、内閣が更迭をしても、政黨派の消長によつて裁判の公平を缺いたといふ批評を耳にしたことがないのであるから、充分司法官を信頼していゝと考へるのである。(貴族院に於ける答辯要旨)

# 射山詩抄

## 鐵窓吟 (十首之一)

曉倚鐵窓望。鳥雀群厥前。嘻嘻來求食。相語飛翮々。  
 萬物各有處。仰而問旻天。

## 鼎鑊歌 (獄中作)

豪氣如虹胸中橫。隻手欲支大厦傾。一蹶忽墜囹圄裡。  
 此身固甘鼎鑊烹。耿耿誠忠斃而已。豈顧成敗與死生。  
 只恨妖氛滿天地。犬羊狐鼠晝橫行。慷慨夙唱討虜議。  
 十年始見動天兵。戰勝要定經綸策。教人追憶霞山卿。

名門偉器國柱石。清議一唱靖東瀛。悲哉皇天不假齡。  
 漫使老猾成功名。廟廊已忘堅忍詔。百姓翻存持久誠。  
 媾和頻誤折衝術。樽俎遂訂屈辱盟。忽聞舉國憤然怒。  
 擬排和議更北征。兒童走卒亦奮起。論難東西百雷鳴。  
 嘆息白日輦轂下。警吏殺民街衢盈。更命軍隊塞來往。  
 滿都颯沓馬蹄聲。邏卒漫侵人堂奧。捉來子女閃刀槍。  
 言者則罰譏者縛。髡鬚當年秦皇阬。狂暴如此未曾聽。  
 道路側目只震驚。聞說露廷近日撫民切。奈我不如亡國氓。  
 君不見旭日將軍源義仲。驕暴能保幾時榮。又不見太政入道平相國。  
 身後邸宅化榛荆。我今作歌試一誦。月光忽射鐵窓楹。

何時青天排雲霧。皎々照見吾心明。

甲寅秋下天龍川

與內田康哉伊集院彥吉  
三士忠造三氏冒雨

白蛇奔逸峽中天。翠壁丹崖斷又連。笑我心奇山水似  
孤舟衝雨下龍川。

中尊寺

甲兵十萬據邊陲。三代豪華無匹儔。金色堂存人不見。  
霸圖如夢水空流。

萬里長城

萬里長城天際開。祖龍當日勢雄哉。胡人北去楚人起。

敵自燔書坑裡來。

列憲法發布三十年記念祭祝宴欣賦

東方君子國。	紀元三千年。	萬民一家族。	皇統永連綿。
中世紀綱弛。	有司擅政權。	明治復古制。	聖德大如天。
視民如赤子。	公議集群賢。	憲章輝日月。	仁義道炳焉。
回顧三十歲。	出師戰三宣。	舉國心一致。	貔貅嚮無前。
恩威盈覆載。	教化及臺鮮。	秉鈞收大局。	基礎磐石堅。
看彼西歐邦。	興亡幾變遷。	奪土謀強富。	虐民以自便。
上下交爭利。	王室豈獨全。	偉哉大日本。	宇宙無比肩。
欣予生皇國。	佳節陪瓊筵。	同胞六千萬。	齊唱天保篇。

昆谷廬小庭栽長松一株

小庭孤松秀。蒼翠欲摩天。陋屋聊容膝。我心自泰然。

人世知己少。披書友古賢。

丁卯正月

改元齊仰帝猷昌。億兆一心輝國光。歲旦振衣徐遠望。

日昇萬里大平洋。

昭和二年八月十五日 印刷  
昭和二年八月二十日 發行

鐵道從事員諸君へ  
定價 金拾五錢



不許  
複製

著者 小川平吉

發行者 石田靖一  
東京中野朝日ヶ丘四號地

印刷者 石田利十  
東京市下谷區入谷町二十一番地

印刷所 鐵道研究社印刷部  
東京中野朝日ヶ丘四號地

發行所

東京中野朝日ヶ丘四號地  
振替 東京二六五二五番

鐵道研究社



〔刊 月〕

# 鐵道學 術雜誌 鐵道界

每月一回  
十日發行  
見本無代進呈

鐵道學術雜誌「鐵道界」は全誌百三十六頁、其の大部分を受験記事で満ちてある。創刊以來既に六年、受験途上に艱む人々のために如何に強く力ある希望と光明とを與へたことであらう。されば本誌に集る若き人々は一の宗教的信念を以て不拔の自信と實力とを養ふことが出来る。成功の彼岸へ精進せんとする青年諸君に本誌を奨む。

## 本誌の特色

**唯一受験雑誌** 鐵道従事員に讀まれる雑誌は少くないが受験記事先づ本誌最近號一部をお読み下さい。

**受験記事豊富** 毎號本文百三十六頁の中心とする受験記事は、部を以て、その下で、手代り、お送り下さい。

**試験問題充實** 各鐵道局の全部の試験問題、手代り、お送り下さい。

**學科講座設置** 國語、算術、英語、代算、手代り、お送り下さい。

**受験作文募集** 毎號學科別に對する講義、手代り、お送り下さい。

**模擬試験施行** 算術、國語の二學科に對する、手代り、お送り下さい。

**學科質疑應答、受験質疑應答、試験速報、試験日誌、試験案内**

## 不朽の名著！絶対の良書！

# 鐵道受験叢書

算術の研究 約三〇〇頁  
一圓三十錢・送料六錢

作文の研究 約三〇〇頁  
一圓二十錢・送料六錢

國語の研究 上卷約二四〇頁  
下卷約二四〇頁  
各卷一圓・送料各六錢

## 札幌鐵道局認定受験用参考書

受験準備書は類書が甚だ多い。然し本叢書の如く徹底的に内容が整頓し受験に適切有効なるものは他に決してないことである。此の絶対的自信を以て本書を受験生諸君に奨むる所以である。本書一度出づるや忽ち熱狂的歓迎を受けて、之を讀む者ひとしく満足の意を表せざるはない、今や本叢書の眞價は總ての受験生に認められて本叢書に依つて準備を完成し續々として勝利の榮冠を得つゝある。

## 發行所

東京中野朝日ヶ丘四號地  
振替東京二六五二五番

## 鐵道研究社

發行所 東京中野朝日ヶ丘四號地 鐵道研究社  
振替東京二六五二五番

宇野龜先生編纂

### 鐵道受験自習

# 算術の理論と問題の解法

「鐵道算術問題撰要」の姉妹篇

本書は基礎的受験準備書として算術の理論と問題の解法を徹底的に詳細懇切に説いたものである。小學校の算術は断片的で統一がない。鐵道の受験準備には適さない。本書は是等總べての缺陷を一掃し、小學校卒業程度に受驗準備の講習會をすれば、教習所受驗として、而も初歩から可成り深遠な所まで説明したものである。されば、ての受驗準備用として最も適當なものとしてお奨めする。次第である。

## 鐵道算術問題撰要

本書の内容は過去數ヶ年間の鐵道各種試験問題を撰んで之を最も合理的に分類し、各種の問題毎に其の模範答案を掲げ、且つ其各問題毎に一々其の出所を示してある。

四六版 百四十四頁  
定價七十錢・送料四錢  
特價六十四錢(九月中)

[卷三下・中・上]

上卷 百四十四頁  
定價七十錢・送料四錢  
中卷 九十頁  
定價五十錢・送料四錢  
下卷 百七十六頁  
定價九十錢・送料六錢

發行所 東京中野朝日ヶ丘四號地 鐵道研究所  
振替東京二六五二五番

[刊新最]

鐵道省運輸局旅客課秋田 穰  
東京鐵道局運輸課旅客掛安西計太郎 共著

# 鐵道手小荷物運輸

四六版 全一册  
四百三十二頁  
折込附圖十枚  
\*プリン箱入  
定價二圓・送料十錢

特供提

九申價 月込一部 末の分一 日分八圓 對し十圓 御特錢

手小荷物運輸は旅客運輸、貨物運輸に對立する重要な一事業である。従つて之を擔當するものは其の規程の精神と其の運用の要諦を會得することを要する。著者秋田穰氏は運輸局にあつて多年手小荷物運輸の事務に熟掌して深い造詣をもたれてゐる。安西計太郎氏は曾て現場に於て手小荷物運輸の實際を體驗し、現在東京鐵道局運輸課に在つて手小荷物運輸事務に携り、傍ら教習所及鐵道學校に教鞭を執つてゐる。兩氏茲に一致共力して本書を完成された。手小荷物運輸に携るものゝ指針であり寶典である。

發行所

東京中野朝日ヶ丘四號地  
振替東京二六五二五番

鐵道研究所

新刊

# 鐵道旅客運輸

元運輸局長種田虎雄氏序  
運輸局長井原知氏著

旅客に關する著書は現在絶無と云つてよい程で僅かに「國有鐵道旅客及荷物運送規則、運送取扱細則」に據る外はないのである。茲に於て此の種著書の出づることを要望されてゐたが今回弊社に於て之を發行することを得たのである。著者井原知氏は多年の間旅客事務に鞅掌し、稀に見る精通家である。本書に收めるところは旅客事務の全般に亘つて詳細平易に解説し、規程制定の趣旨と其の精神を述べたものである。旅客事務に携る者は勿論鐵道従事員の必讀すべき快著である。

四六版 全一冊三百頁  
表紙 クロース箱入  
定價 金一圓五十錢  
送料 一部に付八錢

東京 東野中 朝日 丘四 號地  
振替 東京 二六五 番  
鐵道 研究 社

終

